川崎区役所及び支所の
機能・体制等に関する基本方針

令和2（2020）年3月

川　崎　市

川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針について

本市では、平成 21（2009）年 3 月に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」を策定し、効率的で利便性の高いサービスの提供を目指して、出張所の届出受付窓口の区役所への集約や地域振興・市民活動支援機能の整備・充実などの取組を進めてきました。

また、平成 30（2018）年 3 月には、区役所や支所・出張所等を取り巻く状況変化を踏まえて、実施方針を改定し、「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定しました。実施方針改定版では、今後の取組として、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討」や「支所庁舎等の整備の検討」等を位置付けています。

川崎区では、児童虐待相談・通告件数や高齢者単身世帯、要介護認定者等が他区と比較して非常に高く、増加傾向にあります。本市として、このような方々への積極的な支援を行っているものの、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があり、川崎区の支援体制の見直しが必要となっています。また、川崎区では、区内を 3 つの管区に分けて、管区ごとに業務を取り扱う体制となっていますが、これにより、他区にはない業務の非効率性や窓口体制の分かりにくさが生じていることに加え、支所や地区健康福祉ステーションにおいては、事務処理件数が区役所より少ないことから、職員の配置人数が少なく、安定的な窓口サービスの提供という点で課題を抱えている状況などがあります。

こうしたことから、これらの課題への対応について、庁内で検討を進め、令和元（2019）年 11 月に、検討結果を「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針（案）」として取りまとめ、パブリックコメント手続や市民説明会を通して、広く市民の皆様からの御意見を募集しました。

この度、いただいた御意見を踏まえ、（案）に更なる調整を加え、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定しました。

今後はこの基本方針に基づき、引き続き市民の皆様の御意見を伺いながら、課題解決に向けた取組を着実に進めていきます。

目　　次

第1章　基本方針について 1

1　目　的 1

2　基本方針策定の背景 1

3　これまでの経過 2

4　総合計画・行財政改革プログラムにおける基本方針の位置付け 3

第2章　川崎区について 4

1　川崎区の成り立ちや特徴 4

2　川崎区の概要 4

（1）　地　形 4

（2）　人口構成、将来人口推計、人口密度 4

（3）　福祉等に関する統計 6

（4）　主な公共施設 7

（5）　主な公共交通等 8

第3章　川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションについて 11

1　法令等における位置付け 11

（1）　区役所 11

（2）　支　所 11

（3）　地区健康福祉ステーション 11

2　庁　舎 12

3　所管区域 13

4　取扱業務 14

（1）　主な取扱業務の内容 14

ア　戸籍・住民基本台帳・マイナンバー 14

イ　国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療 14

ウ　児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援 15

エ　生活保護 15

オ　保健・健康づくり 15

カ　公衆衛生・動物 16

キ　地域包括ケアシステムの構築 16

ク　市税関係証明書発行 17

ケ　町内会・自治会支援などの地域振興・市民活動支援 17

コ　防災・交通安全・防犯 17

サ　道路・公園の維持管理 17

シ　生涯学習支援 18

ス　地域課題対応事業 18

セ その他 18
（2） 川崎区役所と支所・地区健康福祉ステーションにおける主な取扱業務の比較 19
（3） 主な手続等における特徴 19
5 職員配置 24
（1） 区別職員数 24
（2） 職種別職員数（川崎区） 25
第4章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの課題 26
1 組織・体制における課題 26
（1） 保健・福祉分野における専門的・機動的な支援体制の構築 26
（2） 3管区に業務が分散していることによる非効率な状態等の見直し 27
2 これまでの本市の取組を踏まえた課題 29
（1） 地域の活動の場の確保 29
（2） 地域防災機能の強化 29
（3） 地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携 30
3 庁舎に関する課題 30
第5章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの今後の方向性 31
1 機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方 31
2 川崎区役所の機能・体制及び庁舎についての考え方 32
（1） 機能・体制についての考え方 32
ア 保健・福祉分野における専門的・機動的な保健・福祉サービスの提供体制の構築 32
イ 3管区に分散している業務の非効率性等の解消 34
（2） 庁舎についての考え方 34
3 支所・地区健康福祉ステーションの機能・体制及び庁舎についての考え方 34
（1） 機能・体制についての考え方 34
ア 地域住民組織や社会福祉団体の団体事務や活動支援の実施、支援策の拡充の検討 34
イ 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討 35
ウ 地域防災力向上に向けた体制や支所の防災上の活用の検討 35
エ その他 36
（2） 庁舎についての考え方 37
第6章 令和2（2020）年度の取組 38
1 今後の検討事項 38
2 市民意見の把握 38
3 「（仮称）川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」の策定 38
4 支所庁舎整備に向けた取組 39
第7章 今後のスケジュール 40
資料編 41
【参考】 平成 30（2018）年度 支所庁舎等の基礎調査結果（概要） 49

第1章　基本方針について

１　目　的

本市では、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスの提供を行うことを基本目標とした「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」（以下、「実施方針改定版」といいます。）を平成 30（2018）年 3 月に策定しました。この実施方針改定版では、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制を再編・強化し、さまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進する」ことを、今後の方向性の1つと位置付けており、これに基づき、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討」や「支所庁舎等の整備の検討」などの取組を進めてきました。

「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）は、これらの検討を取りまとめたものであり、川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーションを取り巻く現状や課題を明らかにし、課題解決に向けた基本的な考え方を示した上で、今後の着実な取組に繋げることを目的として策定するものです。

２　基本方針策定の背景

本市では、平成 28（2016）年 3 月に策定した「区役所改革の基本方針」において、区役所は「これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていく」ことを基本的な考え方とし、この方針に基づく取組を推進しています。

また、将来的な人口減少、少子高齢化の一層の進行が確実に予測される中で、これからの区役所には、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉や介護、生活支援に関する相談など、市民生活に必要な取組を一体的に推進する役割が、これまで以上に重要になります。

さらに、首都直下地震等の発生リスクの高まりや、全国各地で大雨による風水害が頻発する中、災害に強いまちづくりの推進は大変重要な行政課題です。

一方で、国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元（2019）年 6 月 14 日閣議決定）等において、「デジタルファースト」の原則を掲げており、行政手続のオンライン化などによって、将来的には、市民の来庁を要しない手続方法が全国的に普及していくことが想定されます。本市でも、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付（平成 28（2016）年 1 月開始）や「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請（平成 30（2018）年 6 月から順次対応）などの取組を進めているほか、平成 31（2019）年 3 月には「川崎市官民データ活用推進計画」を策定し、国の政策動向を踏まえながら、データの利活用による市民の利便性向上に向けた取組を推進することとしています。

基本方針の策定にあたっては、こうした本市を取り巻く状況を踏まえながら、将来を展望し、検討を進めてきました。

3 これまでの経過

○ 平成 20(2008)年 3 月 「富士見周辺地区整備基本計画」策定

老朽化をはじめとする各種施設への対応を図りつつ、富士見公園を中心とした富士見周辺地区の様々な課題の解決を図るための基本的な整備方針について定めた「富士見周辺地区整備基本計画」では、現在の教育文化会館の立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と庁舎狭隘などの課題のある川崎区役所の複合化を図ることとしました。

○ 平成 21(2009)年 3 月 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定

区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能を見直し、効率的で利便性の高いサービスの提供を行うことを目標に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」(以下「前回実施方針」といいます。)を策定しました。前回実施方針では、窓口サービスの複雑さやわかりにくさの解消等の課題から、支所及び地区健康福祉ステーションの機能再編について、「今後、概ね 10 年程度の期間で進めていく富士見周辺地区整備に向けた検討の中で、川崎区役所の移転・整備について具体化するとともに、機能再編について検討する」こととしていました。

○ 平成 28(2016)年 3 月 「区役所改革の基本方針」策定

今後 10 年間を見据えて区役所が果たす役割(区役所像)とその実現に向けた取組の方向性を明らかにすることを目的に、「区役所改革の基本方針」を策定しました。同基本方針では、「安心のふるさとづくり」の実現に向けては、「地域での『顔の見える関係づくり』やコミュニティの再構築を推進し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、将来的には市民同士が支え合いながら地域の課題解決につなげていくことが重要」としています。さらに、これからの区役所について、「これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割が求められる」とし、次の 3 つの「めざすべき区役所像」を位置付けました。

＜めざすべき区役所像＞

① 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
② 共に支え合う地域づくりを推進する区役所
③ 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

また、同基本方針では、「めざすべき区役所像」の実現に向け、前回実施方針策定後の状況変化等への対応方針について検討し、その改定に取り組むことが位置付けられました。

○ 平成 30(2018)年 3 月 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定

前回実施方針を現在の状況に即した内容となるよう見直しを行い、「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」(以下「実施方針改定版」といいます。)を策定しました。この中で、支所・地区健康福祉ステーションにおいては、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討」、「支所庁舎等の整備の検討」、「『身近な活動の場』や『地域の居場所』としての活用策の検討」、「地域防災機能の検討」、「地域包括ケアシステムにおける地域づくりと地域振興業務の連携・推進」などの取組を位置付けました。

○ 平成 30（2018）年 3 月　「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」策定

各施設等の整備の進捗状況や事業を取り巻く状況変化等を踏まえ、富士見周辺地区の公共施設再編の方向性を再整理した「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」では、市税部門の移転により川崎区役所庁舎の狭隘の問題が一定の解消をされたことや、富士見中学校の生徒数が増加し、グラウンド面積の確保に向けた検討が必要となったことなどを踏まえ、川崎区役所の移転・整備を見直すこととしました。

○ 平成 31（2019）年 3 月　「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定

多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定しました。この「基本的考え方」では、身近な地域の中で、新たな居場所や多様なつながりを創出する地域レベルの「新たなしくみ」である「まちのひろば」の創造や、地域の活動等を下支えや補完しながら、各区の特性に応じた支援策を実施する区域レベルの「新たなしくみ」であるプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた取組等を進めることとしています。

○ 令和元（2019）年 5 月　「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方」公表

「『これからのコミュニティ施策の基本的考え方』に基づく取組の推進」や「支所庁舎の基礎調査の結果」などの実施方針改定版策定後の状況も踏まえて、今後の検討の視点やスケジュールについて、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方」として公表し、地域の関係団体等に説明しました。

4　総合計画・行財政改革プログラムにおける基本方針の位置付け

平成 30（2018）年 3 月に策定した「川崎市総合計画　第 2 期実施計画」では、施策として「共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化」を掲げ、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討やそれを踏まえた方針を策定すること」を位置付けています。

同じく平成 30（2018）年 3 月に策定した「川崎市行財政改革第2期プログラム」においては、「将来を見据えた市民サービス等の再構築」を取組として掲げ、「大師・田島支所及び大師・田島地区健康福祉ステーションを含めた川崎区全体の機能・体制の検討」、「支所・出張所の『身近な活動の場』等としての活用策の検討」、「支所庁舎等の整備の検討」を行うことを位置付けています。

第2章　川崎区について

1　川崎区の成り立ちや特徴

・　川崎市は、東海道五十三次の宿場町である旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、現在の幸区・中原区の東部にあたる場所に位置していた旧御幸村が合併して、大正 13(1924)年に誕生しました。その後、昭和 2(1927)年に、企業で働く人々の住宅地として発展してきた旧田島町の編入からはじまり、昭和 14(1939)年の柿生村及び岡上村の編入に至るまで、町村の編入を行い、その後埋立地等の編入を繰り返してきました。

・　現在の塩浜や池上町では、江戸時代から干拓による新田開発が行われていましたが、その後、大正初期から扇町の埋立事業が始まり、今日までに約 16k ㎡以上の埋立地ができています。

・　川崎区は、昭和 47(1972)年に本市が政令指定都市(政令で指定する人口 50 万以上の市)に移行した際に誕生しました。旧川崎町や旧大師町、旧田島町の 3 地区と臨海部の埋立地で構成された地域を区域とし、平成 31(2019)年 4 月時点で、およそ 40.25k ㎡の面積を有しています。

・　市の玄関口である川崎駅東口周辺は、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地となっています。駅から少し離れると、東海道川崎宿、川崎大師等の歴史的資源が多くあります。一方で、臨海部には重化学工業や鉄鋼業等の工場や事業所、物流の拠点などが集積しています。臨海部の殿町地区は羽田空港と近接していることから、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンスや環境分野などの先端技術の研究開発が進められています。

2　川崎区の概要

（1）地　形

・　川崎区は川崎市の最も南東に位置し、北側には多摩川が流れ、南東側は東京湾に面しています。区域全体に渡り起伏が少なく、平坦な地形で構成されており、概ね 4m未満の標高となっています。

（2）人口構成、将来人口推計、人口密度

・　令和元(2019)年 10 月 1 日時点で、川崎区の人口は約 233,100 人となっています。また、地区ごとでは、川崎区役所管内は約 102,600 人、大師支所管内は約 77,800 人、田島支所管内は約 52,700 人の人口となっています。また、区の特色の一つとして、外国人住民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特色があります。

・　将来人口推計では、今後しばらく人口の増加傾向が続き、令和 12(2030)年をピークに減少過程に移行しますが、65 歳以上人口は令和 42(2060)年には 7.1 万人まで増加すると推計されています。

＜川崎区将来人口推計結果＞

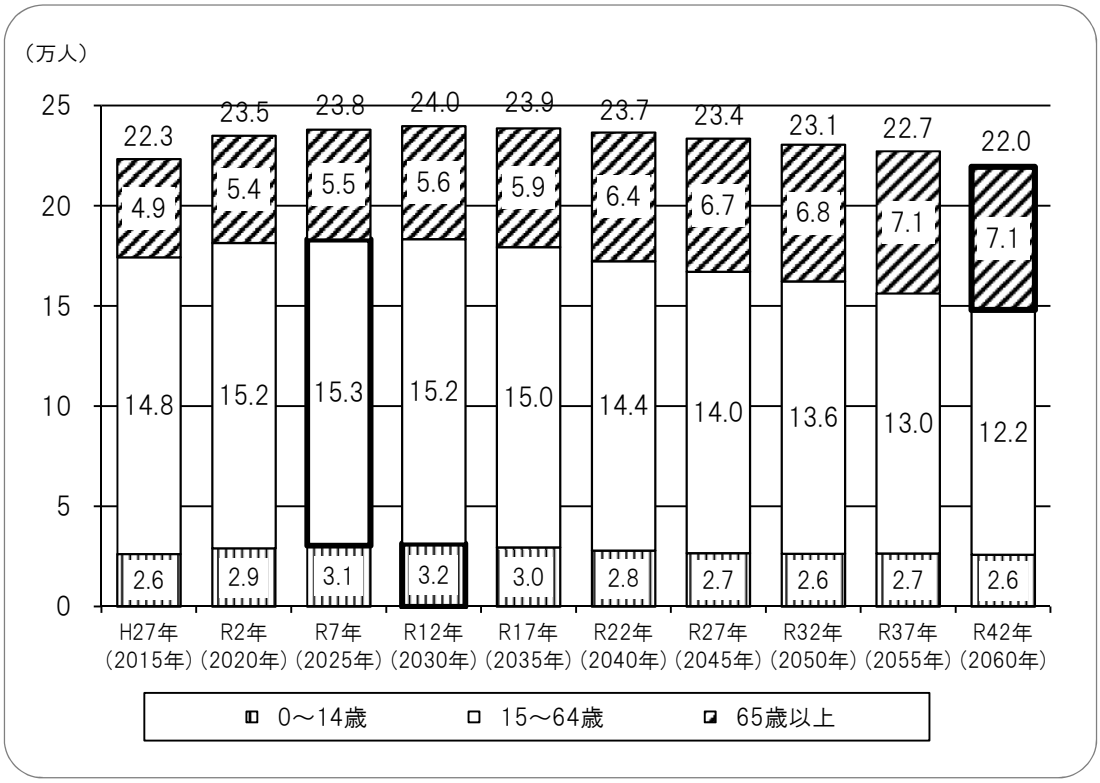

資料 ：「川崎市総合計画　第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29（2017）年5月）
※ 一部元号表記を修正

・ 川崎区では、同じ区内でも、市街地と工業地帯がはっきり分かれていることから、人口密度にも大きな差が見られます。

＜人口密度（平成 29（2017）年度）＞

資料 ： 住民基本台帳（平成 29（2017）年 9 月）

（3）福祉等に関する統計

- 川崎区においては、区役所における児童虐待相談･通告受付件数、母子･父子世帯数、生活保護世帯数、高齢者単身世帯数、要介護認定者数、身体障害者数などに関して、他区と比べて高い状況があります。

- 特に、区役所における児童虐待相談･通告受付件数や高齢者単身世帯数、要介護認定者数は増加傾向にあります。

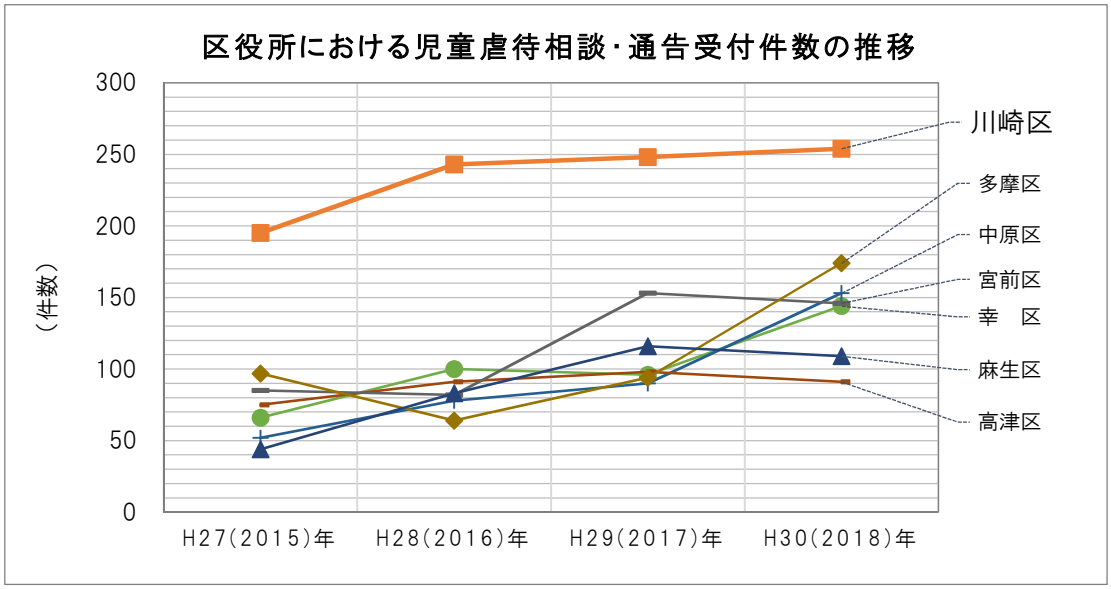

※　各年度集計結果を基に作成

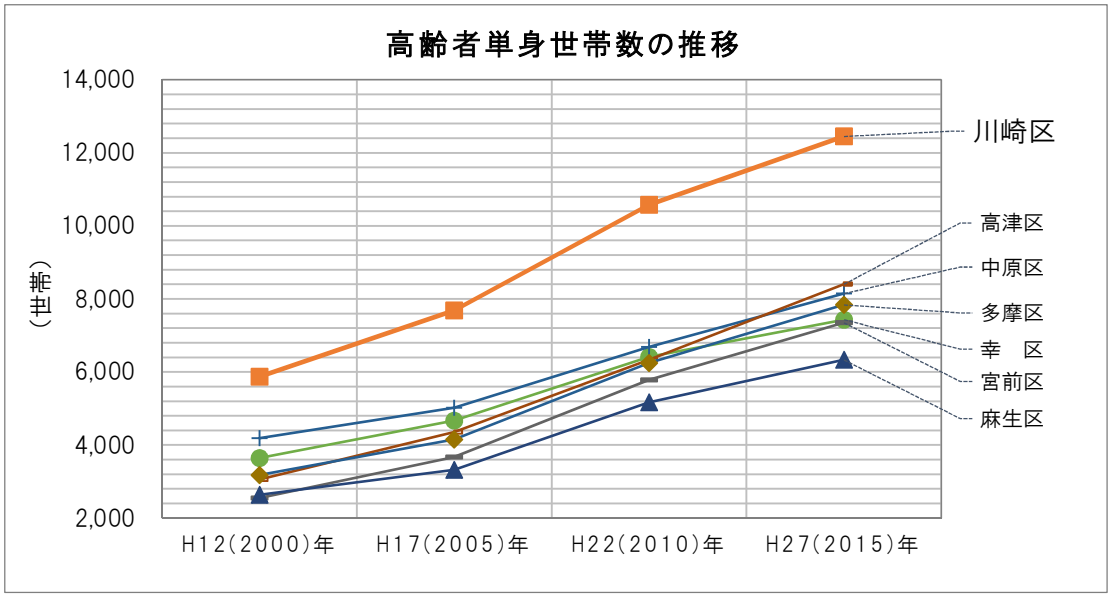

※　国勢調査結果を基に作成

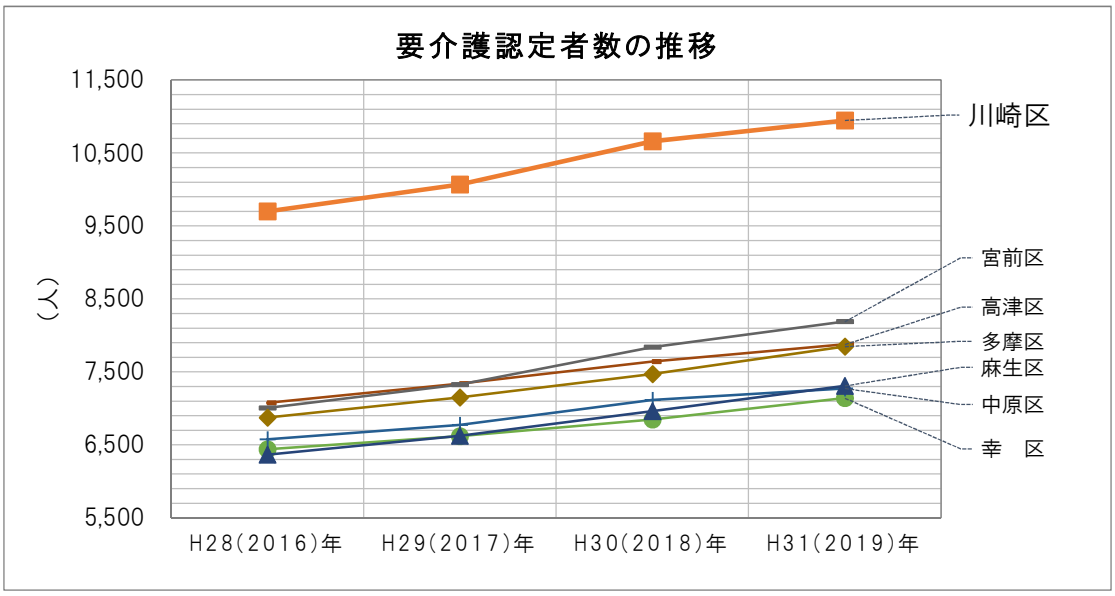

※　毎年3月末日現在の認定者数を基に作成

（4）主な公共施設

・　川崎区には、本市だけでなく、国や県の公共施設も設置されており、その多くは交通の結節点である川崎駅周辺に集まっています。

市役所・ 区役所	川崎市役所、川崎区役所、 川崎区役所大師支所、川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、 川崎区役所田島支所、川崎区役所田島地区健康福祉ステーション、 川崎区役所道路公園センター、川崎行政サービスコーナー
警察・消防	川崎警察署、川崎臨港警察署、川崎消防署、臨港消防署
税・労働	かわさき市税事務所、川崎県税事務所、川崎南税務署、 川崎年金事務所、ハローワーク川崎、川崎南労働基準監督署
法務	横浜地方検察庁川崎支部・川崎区検察庁、 横浜地方裁判所川崎支部、横浜家庭裁判所川崎支部、川崎簡易裁判所、 横浜地方法務局川崎支局
福祉	精神保健福祉センター、障害者更生相談所南部地域支援室、 視覚障害者情報文化センター、かわさき老人福祉・地域交流センター、 いこいの家（区内 9 箇所）
スポーツ	川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）、 川崎富士見球技場（富士通スタジアム川崎）、かわさき健康づくりセンター、 ヨネッティー堤根
文化・交流	川崎図書館、プラザ大師、プラザ田島、東海道かわさき宿交流館、 川崎マリエン、アートガーデンかわさき
子ども	こども文化センター（区内 10 箇所）、川崎区保育・子育て総合支援センター

※　下線部は国もしくは県の施設

（5）主な公共交通等

・　区内の主な公共交通として、JR南武線（南武支線）や京浜急行大師線などの鉄道路線、川崎市交通局や川崎鶴見臨港バスなどのバス路線があります。特にバス路線については、市内の中でも運行本数が多い地域になります。

＜市内の路線バス運行本数（平成 28(2016)年度末時点）＞

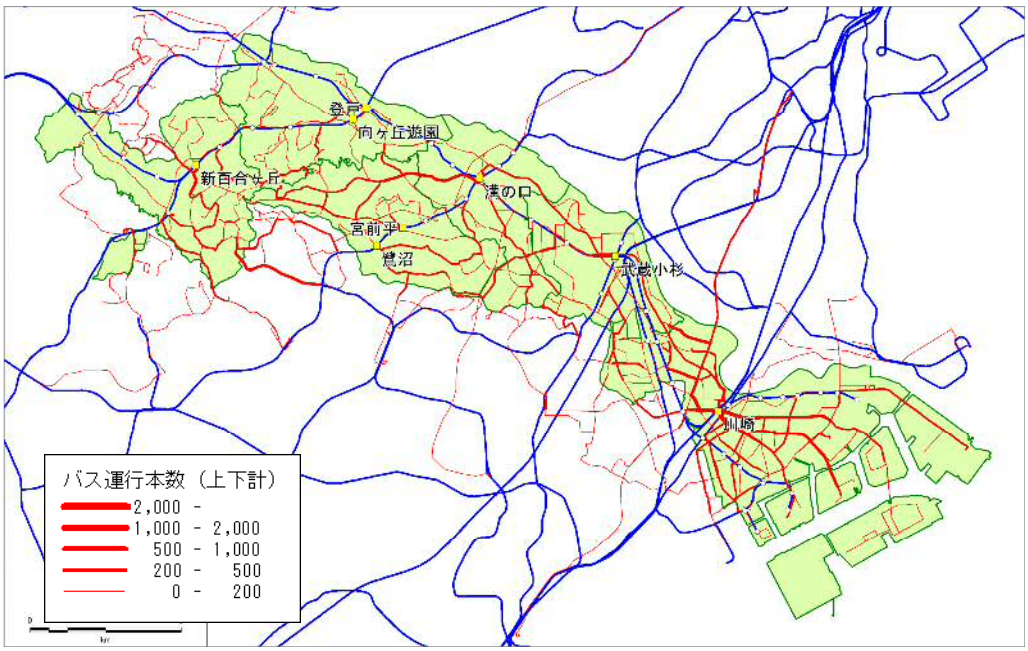

資料 ： 川崎市総合都市交通計画

・　川崎駅から放射状にバスルートが設けられており、多い路線では 1 日 500 本以上となっています。

＜川崎区内の路線バス運行本数（平成 28(2016)年度末時点）＞

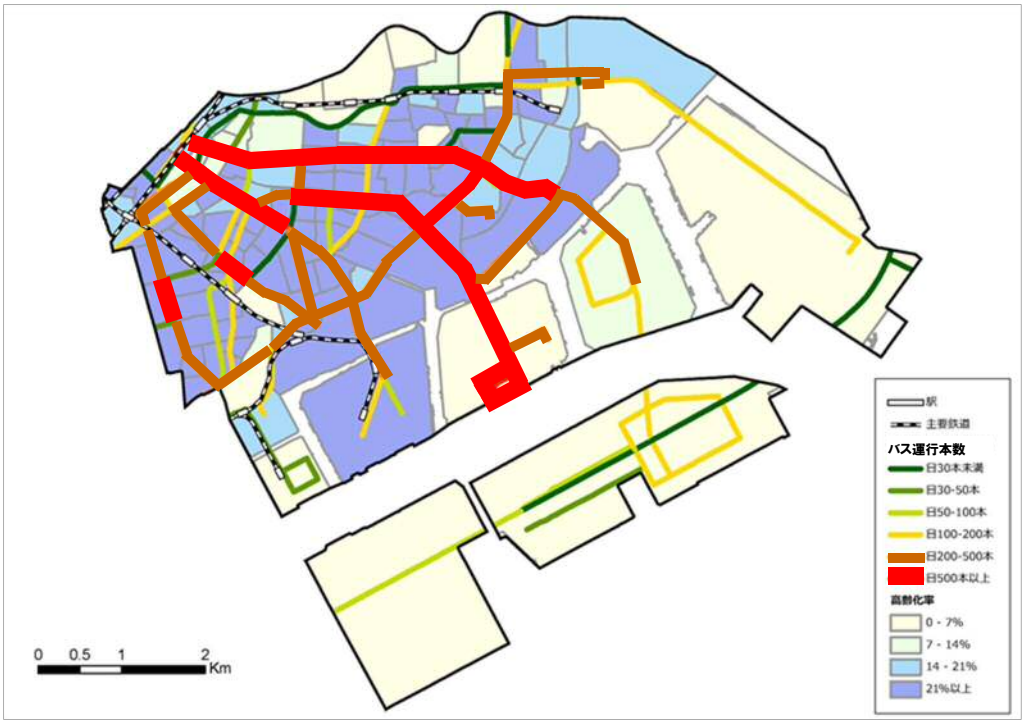

資料 ： 住民基本台帳（平成 29(2017)年 9 月）　川崎市

・　区内の概ねの住宅地から、鉄道駅もしくはバス停が利用できると考えられます（住宅地の概ねの地域が、バス停 300m圏、鉄道駅 750m圏に含まれる。）。

＜川崎区内の路線バス運行本数（平成 28(2016)年度末時点）＞

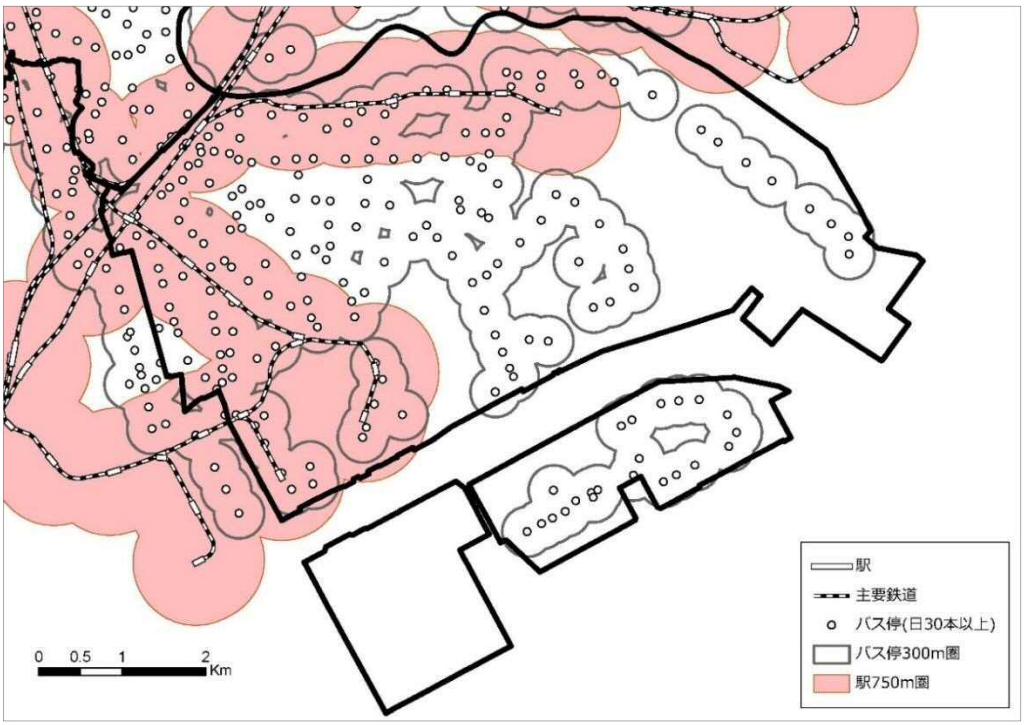

資料 ： 国土数値情報

・　川崎区は平坦な地形であることから、交通手段として自転車が利用される割合が、他区よりも高い状況にあります。

＜地域別交通手段別分担率（発生集中交通量ベース）＞

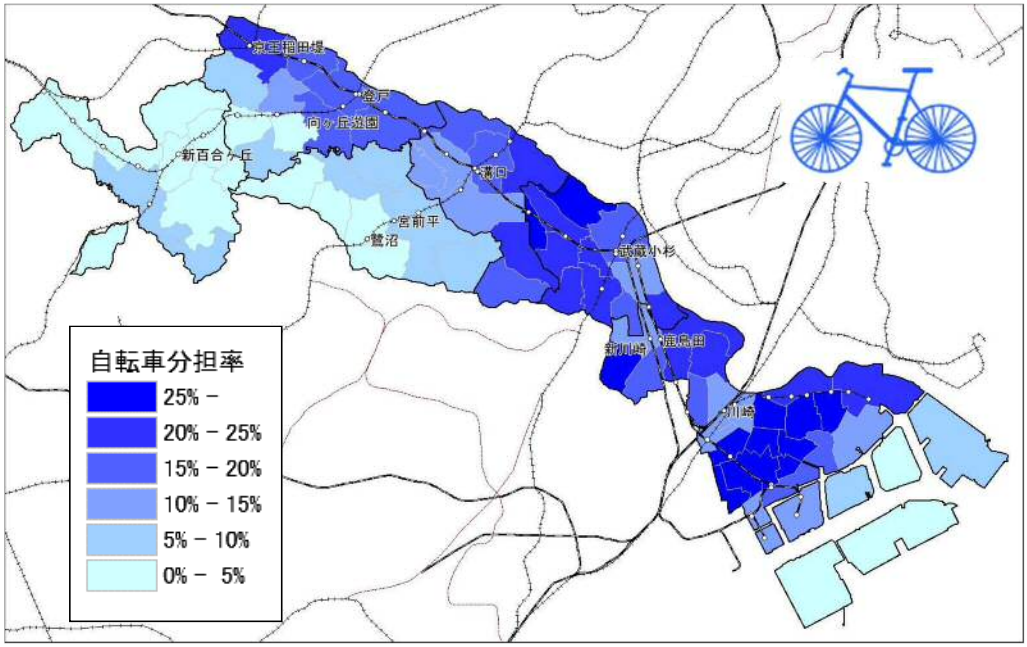

資料 ： 川崎市総合都市交通計画
※　国土交通省東京都市圏パーソントリップ調査（H20(2008)）より作成

＜参考＞
○ 分担率 ： 交通手段別の利用割合のことで、例えば全てのﾄﾘｯﾌﾟのうちバスを利用するﾄﾘｯﾌﾟが 2 割であるとき、「バスの分担率が 2 割」と言う。
○ ﾄﾘｯﾌﾟ ： 人の動きを表す単位。ある目的による出発地から目的地までの移動を 1 ﾄﾘｯﾌﾟとする。
○ 発生集中交通量 ： ある地域を出発するﾄﾘｯﾌﾟとある地域に到着するﾄﾘｯﾌﾟの合計量。

第3章　川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションについて

1　法令等における位置付け

（1）区役所

地方自治法第 252 条の 20 では、政令で指定する人口 50 万以上の市である政令指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設けることと、区の事務所を置くこととされています。本市では区の事務所として、7 箇所の区役所を設置しており、川崎区には川崎区役所を設置しています。

また、本市では、平成 16（2004）年に川崎市自治基本条例を制定し、市民自治のまちづくりを進めています。同条例第 19 条では、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置くことを定めています。

このように、本市の区・区役所は、地域における行政サービスの総合窓口としての拠点に加え、地域社会の課題を解決するため、市民の参加と協働の拠点としての機能も必要としております。

なお、区役所内の組織である「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」は、社会福祉法第14条に基づき設置している川崎市川崎福祉事務所（以下「川崎福祉事務所」といいます。）としての機能と、地域保健法第12条に基づき設置している川崎市保健所川崎支所（以下「保健所川崎支所」といいます。）の機能を有しています。

（2）支　所

地方自治法第 252 条の 20 では、政令指定都市においては、必要があると認めるときは区の事務所の出張所を置くものとされています。本市では、地方自治法上の区の事務所である区役所に加え、その出張所として、川崎区には川崎区役所大師支所（以下「大師支所」といいます。）及び川崎区役所田島支所（以下「田島支所」といいます。）を設置しており[＊1]、川崎区以外の区にも幸区役所日吉出張所・高津区役所橘出張所・宮前区役所向丘出張所・多摩区役所生田出張所を設置しています。これらは、主に条例で定められた所管区域を対象に、区役所が取り扱う事務を部分的に所掌しています。

［＊1］ 大師支所、田島支所については、名称としては「支所」を使用していますが、地方自治法上では、区の事務所の出張所として解されます。

（3）地区健康福祉ステーション

川崎区には地区健康福祉ステーションとして、川崎区役所大師地区健康福祉ステーション（以下「大師地区健康福祉ステーション」といいます。）及び川崎区役所田島地区健康福祉ステーション（以下「田島地区健康福祉ステーション」といいます。）を設置しています。地区健康福祉ステーションは、社会福祉法第 14 条に基づき設置した川崎市大師福祉事務所（以下「大師福祉事務所」といいます。）及び川崎市田島福祉事務所（以下「田島福祉事務所」といいます。）の機能を有しています。それとともに、地域保健法第 12 条に基づき設置した保健所川崎支所内の組織として、保健所支所が取り扱う事務の一

部も所掌しています。

なお、各地区健康福祉ステーション（福祉事務所）の所管区域については、各支所の所管区域と同じとしています。また、位置についても、各支所の位置と同じとしています。

2 庁 舎

昭和 47（1972）年の政令指定都市移行後、川崎区役所については、旧市役所本庁舎の一部を庁舎として使用しました。また、移行前まで市役所の支所として組織されていた大師支所及び田島支所は、川崎区役所の支所として再編し、庁舎は再編前の支所庁舎を使用していましたが、その後、昭和 50（1975）年に同位置に建て替えました。平成 2（1990）年には、川崎区役所庁舎については、東田町 8 番地地区市街地再開発事業で整備された業務棟の床を取得し、総合庁舎（区役所、保健所、福祉事務所を含む）として移転しました。

また、平成 9（1997）年に、衛生局から川崎区役所に組織再編された川崎保健所大師健康ブランチは、平成 16（2004）年にその役割を終えて、川崎区役所大師分室として現在まで暫定利用を続けています。

現在、川崎区役所及び支所の庁舎として、主に次の建物を使用しています。他にも、川崎区役所が所管する庁舎としては、道路公園センターがあります。

＜各庁舎の施設諸元＞

	川崎区役所	大 師		田 島	
		大師支所（地区健康福祉ステーション）	大師分室	田島支所（地区健康福祉ステーション）	
位 置	川崎区東田町8	川崎区東門前2-1-1	川崎区台町26-7	川崎区鋼管通2-3-7	
地域地区	商業地域 防火地域	第2種住居地域 第3種高度地区 準防火地域	第2種住居地域 第3種高度地区 準防火地域	近隣商業地域 準防火地域	第2種住居地域 第3種高度地区 準防火地域
建ぺい率	80%	60%	60%	80%	60%
容積率	400%	200%	200%	300%	200%
建築年月	平成2（1990）年 10月	昭和50（1975）年 4月	昭和41（1966）年 3月	昭和50（1975）年 4月	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	
階 数	地下1階 地上20階の一部	地上3階	地上2階搭屋1階	地上4階	
敷地面積	5,673.25㎡ （市の持分割合1,005.93㎡）	2,323.76 ㎡	991.73 ㎡	2,375.74 ㎡	
延床面積	6,600.34㎡	2,588.34 ㎡	996.43 ㎡	2,644.32 ㎡	
駐車台数	来客用：86台 ［＊1］	来客用：7台	来客用：3台	来客用：13台	
	公務用：14台	公務用：5台	公務用：0台	公務用：5台	
駐輪台数（自転車等）	来客用：138台 ［＊2］	来客用：30台	来客用：10台	来客用：25台	
	公務用：49台	公務用：40台	公務用：10台	公務用：30台	

※ 大師分室は、「大師中央地域包括支援センター」の事務所、大師支所会議室（地域福祉活動団体等による利用）、区役所倉庫として暫定利用。

※ 平成 31（2019）年 4 月時点

［＊1］ 川崎区役所が入居するパレールビルの駐車台数

［＊2］ 川崎区役所が入居するパレールビルの駐輪台数

＜各庁舎の位置＞

3　所管区域

1で示した区役所や支所の所管区域については、「川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例」及び「川崎市区役所支所及び出張所設置条例」で定めています。これに基づき、川崎区では、次の図のとおり、区内を区役所管内、大師支所管内、田島支所管内の 3 管区に分けて、それぞれ川崎区役所、大師支所･地区健康福祉ステーション、田島支所･地区健康福祉ステーションが、主に管区内に在住する市民に対して行政サービスを提供しています。保健所川崎支所に関する行政サービスなどのように、川崎区役所が一元的に区内全域の市民を対象に提供しているものもあります。

なお、このような形で、区役所に加え、支所･地区健康福祉ステーションを設けて、区内を 3 管区に分けて行政サービスを提供しているのは、川崎区のみとなっています。

＜川崎区内の3管区＞

※ 各管内に属する町丁一覧は
資料編を参照

4　取扱業務

（1）主な取扱業務の内容

川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーション等では、市民生活に密着した行政サービスを総合的に提供するため、次のとおり多様な業務を行っています。

ア　戸籍・住民基本台帳・マイナンバー

- 出生から死亡までの戸籍関係の届出の受付や通知等を行い、国民の身分及び親族関係を公証する戸籍の正確な記録や適正な管理を行っています。

- 転入、転出、転居、世帯変更等に関する届出を受け付け、区民の居住関係の公証及びサービス提供の基礎となる住民基本台帳の正確な記録や適正な管理を行っています。また、住民基本台帳の記録に基づき、申請により印鑑登録を行っています。

- 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する各種証明書の発行を行っています。

- マイナンバーカードの申請や受け取り、インターネット等で行う電子申請や民間オンライン取引などの手続で利用する電子証明書のマイナンバーカードへの設定を行っています。

- 中長期在留者及び特別永住者に関する届出の受付や証明書の交付、臨時運行許可証の交付や仮ナンバープレートの貸与、火葬（埋葬）許可証の交付などを行っています。

イ　国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療

- 国民健康保険の加入・喪失や高額療養費、出産育児一時金の支給等の申請・届出の受付、被保険者証の交付、保険料の徴収など、制度の安定的な運営を行っています。

- 国民年金の加入・喪失や基礎年金、遺族基礎年金の支給等の申請・届出の受付など、制度の安定的な運営を行っています。

- 後期高齢者医療制度について、資格取得・喪失や高額療養費の支給等の申請・届出の受付、被保険者証の交付、保険料の徴収など、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の安定的な運営を行っています。

- 介護保険制度について、資格取得・喪失等の申請・届出の受付、被保険者証等の交付、保険料の徴収など、制度の安定的な運営を行っています。また、要介護・要支援状態にある 65 歳以上の市民（特定の疾病を原因とする場合は 40 歳以上）を対象に心身の状態を調査し、「介護や支援が必要」であることについての認定（要介護・要支援）や、高額介護（介護予防）サービス費、福祉用具購入費等の支給を行っています。

ウ 児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援

・ 児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金貸付など、ひとり親家庭に関する相談や制度利用の受付を行っています。また、小児慢性特定疾病医療費助成や育成医療、養育医療、療育医療、特定不妊治療など、子どもに関する医療について、助成を行っています。

・ 近年高まり続ける保育ニーズに対応するため、保育所等入所に関する相談や申請の受付、利用調整などを行っています。

・ 要保護児童や要支援児童、特定妊婦として把握した児童・妊婦やその家庭等に、来所や訪問による相談に応じるとともに、関係機関から情報を収集し、適切な保護や支援を行うことで、児童虐待の早期発見や早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図っています。また、児童相談所等の関係機関と連携しながら、地域の支援体制づくりを進めています。

＜参考＞
○ 要保護児童 ： 保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
○ 要支援児童 ： 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
○ 特定妊婦　 ： 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

・ 紙おむつや日常生活用具の給付、高齢者等緊急通報システムの利用等の申請の受付、老人クラブへの支援、虐待への対応、高齢者の保健福祉に関する相談の受付など、高齢者に対する支援を幅広く実施し、高齢者福祉の増進を図っています。

・ 身体・知的・精神などの障害がある市民に、身体障害者手帳やふれあいフリーパス等の交付、自立支援医療の助成等の申請の受付、障害者福祉に関する相談の受付などを行っています。また、障害の重症化予防や障害者の福祉・保健・医療に関するネットワークづくり、障害者の権利擁護を図る取組などを行い、障害者福祉の増進を図っています。

エ 生活保護

・ 疾病、障害、高齢等の事情により収入が途絶え、国が定めた最低生活費を得ることができず生活が困難となった場合、生活保護や更生指導を実施し、困窮の程度に応じた最低生活の保障や自立の支援などを図っています。また、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いを実施しています。

オ 保健・健康づくり

・ 母子健康手帳交付や新生児家庭等への訪問、乳幼児健康診査などにより、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援を行っています。

- 健康づくりに関する講座や訪問指導、生活習慣病の早期発見と予防のための特定健康診査やがん検診の普及啓発、健康相談の受付などを通じて、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりを行っています。また、歯科検診や歯科相談、歯科保健指導等を実施し、口腔の健康の保持・増進を図っています。

- 食育の推進や給食施設指導、食品表示指導などを行い、市民の健全な食生活の実践や飲食に起因する健康被害の発生防止を図っています。

- 健康体操や講座などを通して、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、地域の中に「居場所」や「出番」、「役割」などを設け、これらを通して生きがいや健康づくりをすることで、介護予防につながるような取組も行っています。

- 認知症やそのケアに関する普及啓発、認知症カフェの立ち上げ支援など、認知症の人が安心して暮らし続けることのできる地域づくりに向けた取組を行っています。

カ　公衆衛生・動物

- 感染症や食中毒等の健康危機事象への対応や、感染症に関する正しい知識の普及・啓発などを実施し、感染症等のまん延の防止を図っています。

- 食品関係営業施設に対する許認可や監視指導、食品の抜取検査等を行うとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発や相談を受付けることにより、食品の安全性や食品表示の適正を確保しています。

- 理容所・美容所やクリーニング所、旅館等の環境衛生関係施設の許認可・監視指導を行っています。また、簡易専用水道や災害用井戸等の水道衛生関係施設の立入検査を行っています。

- 病院・診療所・薬局等の医療関係施設や医師・薬剤師等の医療職に関する申請の受付を行っています。また、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師、柔道整復師が開設する施術所や歯科技工所に対する監視指導を行っています。

- 犬の登録の受付や動物愛護・適正飼養の推進、動物取扱業者の指導などを行っています。

キ　地域包括ケアシステムの構築

- 地区担当保健師が中心となり、地域情報の収集や分析を行い、多職種連携を図りながら、児童虐待等の兆候の早期把握や支援、高齢者や障害者の相談支援、ライフサイクルに応じた健康課題への対応などの個別支援を行っています。さらに、それらを通して把握した保健・医療・福祉に関する地域課題について、多様な主体や庁内の関係部署と連携しながら、課題解

決に向けた対応を図っています。また、地域住民自身で地域の課題に対応していく力を引き出すような支援を行っています。

・　地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域資源の把握や、意識づくり・地域づくり・仕組みづくりに向けた企画・調整を実施しています。また、民生委員児童委員や保護司会等、地域の社会福祉団体の団体事務や連携・支援などを行っています。

ク　市税関係証明書発行

・　市民税・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税に関する証明書の発行や台帳の閲覧を行っています（5 年度以上前の証明書の交付など、一部の業務を除きます。）。

ケ　町内会・自治会支援などの地域振興・市民活動支援

・　町内会・自治会や青少年指導員会、美化活動団体、スポーツ推進委員会等の団体事務や活動支援を行い、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めるとともに、市民活動コーナーの運営や市民活動活性化のための講座等を開催し、市民活動の支援を行っています。

・　東海道かわさき宿交流館の指定管理者との連絡調整や、交流館を拠点とした歴史・文化を活かしたまちづくりを行っています。

・　川崎市スポーツ文化・総合センター（カルッツかわさき）の指定管理者との連絡調整や、区内のスポーツ施設等を活かしたスポーツイベントを実施し、誰もがスポーツに親しむことができる地域づくりを行っています。

コ　防災・交通安全・防犯

・　地震・台風等の風水害時に備え、区災害対策本部の運営や地域防災計画等の作成、自主防災組織及び避難所運営会議への支援、防災訓練の支援・協力、防災資器材購入の助成などを行い、地域防災力の強化を図っています。

・　交通ルールの遵守や交通マナーに関する啓発活動、交通安全教室などを実施し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現に向けた取組を行っています。

・　多様な主体と連携した防犯意識の啓発活動や防犯パトロール・子どもの見守り等の自主防犯活動、防犯灯設置の助成などを行い、安心して暮らせるまちづくりの取組を行っています。また、喫煙のルール遵守についての普及啓発などを行い、路上喫煙に対する歩行者の安全確保を図っています。

サ　道路・公園の維持管理

・　道路や公園、河川、駅前広場等の整備や維持管理を行っています。また、道路や公園等の

許認可業務、境界管理、不法占拠対策、自転車放置禁止区域内の放置自転車対策などを行っています。

シ 生涯学習支援

- 講座や講演会の開催等による学習機会の提供、市民の自主的な学習・活動の支援、団体との協働やネットワークづくりなどを行い、区民の生涯学習活動を支援しています。

- 教育文化会館等の維持・管理を適切に実施し、講演会や発表会、学習会、会議等の市民の様々な活動に安心で快適に利用できるような施設運営を行っています。

ス 地域課題対応事業

- 「地域の身近な課題の解決のための事業」、「地域の特性を活かした区づくり事業」、「区役所自らの裁量により総合的・横断的に判断し執行する事業及び緊急対応が必要な事業」、「便利で快適な区役所づくりのための事業」など、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を、区民の参加と協働によって実施しています。

セ その他

- 弁護士や行政書士、各種相談員による区民相談を受け付けています。
- 各種統計調査を実施しています。
- 各選挙の執行管理を行っています。

※　川崎区役所及び区内小中学校には選挙当日の投票所、川崎区役所及び支所には期日前投票所を設置しています。

（2）川崎区役所と支所・地区健康福祉ステーションにおける主な取扱業務の比較

川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーションでは、次のように取扱業務の違いがあります。「保健・健康づくり」（一部を除く。）や「公衆衛生・動物」等については、支所・地区健康福祉ステーションでは業務を取り扱っておらず、区役所で一元的に業務を取り扱っています。

＜主な取扱業務の違い＞　　○：取扱業務、△：一部取扱業務

	川崎区役所	支所	地区健康福祉ステーション	備考
戸籍・住民基本台帳・マイナンバー	○	○		戸籍や住民基本台帳、印鑑登録に関する証明書（一部）については、川崎行政サービスコーナーでも取り扱っています。
国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療	○	○		介護保険については、資格や保険料に関する業務は支所、認定や給付に関する業務は地区健康福祉ステーションで取扱っています。
児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援	○		△	精神障害に関する業務は、区役所で一元的に行っています。
生活保護	○		○	
保健・健康づくり	○		△	健康づくりや乳幼児健康診査、歯科保健、食育の推進等の業務は、区役所で一元的に行っています。
公衆衛生・動物	○			
地域包括ケアシステムの構築	○		○	
市税関係証明書発行	○	△		税務相談については、区役所（市税事務所）で一元的に行っています。また、最新年度の市民税・県民税に関する課税証明書については、川崎行政サービスコーナーでも取り扱っています。
町内会・自治会支援などの地域振興・市民活動支援	○	○		
防災・交通安全・防犯	○	△		防犯パトロールや見守り、帰宅困難者対策、路上喫煙対策等の一部の業務は、区役所で一元的に行っています。
道路・公園の維持管理	○			
生涯学習支援	○			
地域課題対応事業	○	○	○	
その他	○	△		弁護士や行政書士、各種相談員による区民相談や各選挙の執行管理は、区役所で一元的に行っています（選挙の期日前投票は支所でも行っています）。各種統計調査は、支所でも行っています。

（3）主な手続等における特徴

・　川崎区役所や支所・地区健康福祉ステーションでは、さまざまな申請・届出や相談等を受け付けています。このうち、証明書発行を除いて、件数が 1,000 件以上の主な手続等 50 種類を抽出し、件数や特徴を整理しました。その結果、各管区で川崎区全所管区域の住民分の手続等を受け付けているのは 28 手続、各管区で所管区域の住民分の手続等のみを受け付けているのは 15 手続、川崎区役所のみで全所管区域の住民分の手続等を受付けているのは 7 手続あります。

・　手続完了までの一般的な来庁回数が、概ね 1 回の手続は 44 手続、2～3 回の手続は 4 手続、その他は 2 手続あります。

・　手続頻度の程度として、結婚、出生、転居、子育て、高齢期等のライフステージの節目で行う手続は 18 手続、1 年から複数年に 1 回行う手続は 14 手続、1 箇月から半年に 1 回行う手続は 4 手続あります。

＜主な手続の件数や特徴＞

・ 各管区で川崎区全所管区域の住民分の手続等を受け付けているもの　（平成 30(2018)年度の件数）

※区役所での受付件数中、支所管内在住者の受付数の計数ができたものは内数を掲載

手続等の名称	受付件数合計	川崎区役所での受付件数		大師支所での受付件数	田島支所での受付件数	手続完了までの一般的な来庁回数	手続頻度の程度	来庁以外の手続の可否
		合計	※支所管内在住者の受付内数					
児童手当･特例給付現況届	**16,599**	7,269 (43.8%)	770	5,657	3,673	1 回	1 回/1 年	可
転入届	**13,240**	10,620 (80.2%)	3,443	1,554	1,066	1 回	ライフステージのタイミング	不可
転出届	**9,624**	7,276 (75.6%)	1,927	1,411	937	1 回	ライフステージのタイミング	可
印鑑登録申請	**8,584**	5,454 (63.5%)		1,777	1,353	1 回	ライフステージのタイミング	不可
転居届	**6,354**	3,829 (60.3%)	1,053	1,316	1,209	1 回	ライフステージのタイミング	不可
国民年金保険料免除･納付猶予申請	**5,210**	1,851 (35.5%)	170	1,230	2,129	1 回	1 回/1 年	不可
国民年金資格取得届	**4,429**	1,950 (44.0%)	33	1,516	963	1 回	ライフステージのタイミング	不可
国民健康保険限度額適用認定･標準負担額適用認定申請	**3,071**	1,570 (51.1%)	132	901	600	1 回	1 回/1 年	不可
小児(乳幼児等)医療証交付申請	**2,793**	1,466 (52.5%)	217	607	720	1 回	ライフステージのタイミング	不可
印鑑登録関係諸届(登録証亡失、登録廃止、引替交付)	**2,652**	1,332 (50.2%)		701	619	1 回	ライフステージのタイミング	不可
公害健康被害補償(療養手当･医療手当)請求	**2,506**	918 (36.6%)	48	993	595	1 回	1 回/1 月	可
死体埋火葬許可申請	**2,307**	1,741 (75.5%)		382	184	1 回	ライフステージのタイミング	可
小児(乳幼児等)医療費助成申請	**2,292**	834 (36.4%)	68	858	600	1 回	個別の状況による	不可
児童手当認定請求	**2,156**	1,107 (51.3%)	254	508	541	1 回	ライフステージのタイミング	不可
死亡届	**2,136**	1,521 (71.2%)		356	259	1 回	ライフステージのタイミング	可
母子健康手帳交付	**2,085**	1,357 (65.1%)	371	435	293	1 回	ライフステージのタイミング	不可
後期高齢者医療高額療養費支給申請	**1,570**	659 (42.0%)	16	460	451	1 回	個別の状況による	不可

手続等の名称	受付件数合計	川崎区役所での受付件数		大師支所での受付件数	田島支所での受付件数	手続完了までの一般的な来庁回数	手続頻度の程度	来庁以外の手続の可否
		合計	※支所管内在住者の受付内数					
区間異動届	**1,561**	1,238 (79.3%)		186	137	1 回	ライフステージのタイミング	不可
出生届	**1,479**	886 (59.9%)		358	235	1 回	ライフステージのタイミング	可
国民健康被保険者証再交付申請	**1,479**	755 (51.0%)	61	377	347	1 回	個別の状況による	不可
通知カード再交付申請	**1,387**	957 (69.0%)		252	178	1 回	個別の状況による	不可
国民健康保険療養費支給申請	**1,297**	741 (57.1%)	23	334	222	1 回	個別の状況による	不可
後期高齢者医療葬祭費支給申請	**1,267**	557 (44.0%)	36	439	271	1 回	ライフステージのタイミング	不可
婚姻届	**1,251**	1,063 (85.0%)		96	92	1 回	ライフステージのタイミング	可
重度障害者医療費助成申請	**1,127**	575 (51.0%)	19	432	120	1 回	個別の状況による	不可
自動車臨時運行許可(仮ナンバー)申請	**1,123**	303 (27.0%)		483	337	2～3 回	個別の状況による	不可
後期高齢者医療限度額適用認定・標準負担額適用認定申請	**1,090**	514 (47.2%)	25	347	229	1 回	個別の状況による	不可
国民年金保険料学生納付特例申請	**1,016**	393 (38.7%)	45	225	398	1 回	1 回/1 年	不可

・ 各管区で所管区域の住民分の手続等のみを受け付けているもの

（平成 30(2018)年度の件数）

手続等の名称	受付件数合計	川崎区役所での受付件数	大師支所での受付件数	田島支所での受付件数	手続完了までの一般的な来庁回数	手続頻度の程度	来庁以外の手続の可否
国民健康保険高額療養費支給申請	**12,144**	4,601	3,943	3,600	1 回	個別の状況による	不可
介護保険要介護・要支援認定申請	**10,162**	4,194	3,249	2,719	1 回	1 回/複数年	可
生活保護費の口座振替払(上段)・所払(下段)件数 【※平成 31 年 4 月】	**8,242**	4,017	2,007	2,218	なし	1 回/月	可
	476	210	81	185	1 回	1 回/月	不可
川崎市介護保険制度における閲覧等請求	**6,161**	2,671	1,918	1,572	1 回	1 回/複数年	可
居宅(介護予防)サービス計画作成依頼	**4,320**	1,938	1,392	990	1 回	個別の状況による	可
施設型給付費・地域型保育給付費支給認定(変更)申請	**2,675**	1,268	949	458	2～3 回	1 回/半年	一部可
重度障害者福祉タクシー利用券交付申請【身体・知的障害】	**2,298**	969	709	620	1 回	1 回/1 年 (特設会場設置)	不可
障害者乗合バス割引証申請	**1,997**	470	995	532	1 回	1 回/複数年	不可

手続等の名称	**受付件数合計**	川崎区役所での受付件数	大師支所での受付件数	田島支所での受付件数	手続完了までの一般的な来庁回数	手続頻度の程度	来庁以外の手続の可否
介護給付費等(法第 23 条規定)期間更新申請	**1,972**	1,321	250	401	1 回	1 回/1 年	可
川崎市ふれあいフリーパス交付申請【身体･知的障害】	**1,804**	712	599	493	1 回	1 回/1 年（特設会場設置）	不可
児童扶養手当現況届	**1,525**	576	550	399	1 回	1 回/1 年	一部可
介護保険負担限度額認定申請	**1,502**	585	479	438	1 回	1 回/1 年	可
生活保護開始申請	**1,399**	688	353	358	2～3 回	ライフステージのタイミング	不可
高齢者在宅サービス(紙おむつ)利用申出	**1,018**	430	440	148	1 回	個別の状況による	不可

･ 川崎区役所のみで全所管区域の住民分の手続等を受け付けているもの（支所では手続等を受け付けていないもの）

（平成 30(2018)年度の件数）

※受付件数中、支所管内在住者の受付数の計数ができたものは内数を掲載

手続等の名称	**受付件数合計**	※支所管内在住者の受付内数	手続完了までの一般的な来庁回数	手続頻度の程度	来庁以外の手続の可否
狂犬病予防注射済票交付申請	**6,886**	2,968	1 回	ライフステージのタイミング	可
歯科相談	**5,696**		1 回	個々の状況による	可
乳幼児健康診査（1 歳半･3 歳）	**3,588**	1,990	1 回	ライフステージのタイミング	不可
川崎市ふれあいフリーパス交付申請【精神障害】	**1,546**		1 回	1 回/1 年（特設会場設置）	不可
栄養相談	**1,505**		1 回	個々の状況による	可
指定難病特定医療費支給認定申請	**1,285**	728	2～3 回	1 回/1 年	可
自立支援医療費(精神通院医療)支給変更申請	**1,140**		個別の状況による	個別の状況による	不可

・（参考）証明書発行関係

（平成 30(2018)年度の件数）

手続等の名称	**受付件数合計**	川崎区役所での受付件数	大師支所での受付件数	田島支所での受付件数	手続完了までの一般的な来庁回数	手続頻度の程度	来庁以外の手続の可否
住民票の写しの請求	**101,044**	61,402 (60.8%)	21,799	17,843	1 回	ライフステージのタイミング	可
印鑑登録証明書交付申請	**45,799**	22,162 (48.4%)	13,032	10,605	1 回	ライフステージのタイミング	可
市民税・県民税課税証明の交付申請	**24,476**	14,331 (58.6%)	5,603	4,542	1 回	ライフステージのタイミング	可
戸籍全部事項証明の交付申請	**20,939**	11,937 (57.0%)	4,847	4,155	1 回	ライフステージのタイミング	可
戸籍除籍謄本の交付申請	**10,996**	7,685 (69.9%)	1,834	1,477	1 回	ライフステージのタイミング	可
固定資産税・都市計画税証明の交付申請	**8,608**	7,039 (81.8%)	909	660	1 回	ライフステージのタイミング	可
市民税・県民税納税証明の交付申請	**4,656**	3,439 (73.9%)	713	504	1 回	ライフステージのタイミング	可
戸籍の附票の写しの請求	**4,159**	2,784 (66.9%)	672	703	1 回	ライフステージのタイミング	可
戸籍個人事項証明の交付申請	**3,529**	1,875 (53.1%)	856	798	1 回	ライフステージのタイミング	可
住民票記載事項証明書の請求	**3,247**	1,545 (47.6%)	989	713	1 回	ライフステージのタイミング	可
戸籍除籍全部事項証明の交付申請	**2,639**	1,729 (65.5%)	489	421	1 回	ライフステージのタイミング	可
軽自動車税証明の交付申請	**1,195**	259 (21.7%)	520	416	1 回	ライフステージのタイミング	可
法人市民税証明の交付申請	**1,185**	807 (68.1%)	178	200	1 回	ライフステージのタイミング	可

5 職員配置

（1）区別職員数

支所・地区健康福祉ステーションも含めて、川崎区は他区と比べ 200～250 人ほど多く職員が配置されています。また、取り扱う業務が一部異なりますが、各支所・地区健康福祉ステーション（④⑤もしくは⑥⑦）は、川崎区役所（①～③）と比べて、170 人ほど配置人数が少ない状況です。

		川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所
①	区長・副区長・医監・危機管理担当・まちづくり推進部	54	49	49	50	45	44	45
②	区民サービス部	44	57	67	70	63	71	55
③	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	171	152	158	147	140	156	122
大師	④ 支所	33	－	－	－	－	－	－
大師	⑤ 地区健康福祉ステーション	68	－	－	－	－	－	－
田島	⑥ 支所	30	－	－	－	－	－	－
田島	⑦ 地区健康福祉ステーション	69	－	－	－	－	－	－
⑧	道路公園センター	56	46	52	52	51	54	54
計		**525** うち ①②③ ： 269 ④⑤ ： 101 ⑥⑦ ： 99 ⑧ ： 56	**304**	**326**	**319**	**299**	**325**	**276**

※ 令和元（2019）年 10 月 1 日時点

※ 兼務・併任職員のうち、通常の勤務地が区役所である職員については数値に加えている。

＜参考＞

○各区の人口

川崎区				幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	（区役所管内）	（大師支所管内）	（田島支所管内）						
233,116	（102,579）	（77,800）	（52,737）	170,159	261,825	233,285	232,325	219,868	179,879

※ 川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口（令和元（2019）年 10 月 1 日現在）

（2）職種別職員数（川崎区）

川崎区役所と支所・地区健康福祉ステーションでは、専門職の配置に違いがあります。地区健康福祉ステーションには、保健師や社会福祉職は配置していますが、医師や心理職等の専門職は配置していません。

		一般事務職	保健師	医師	心理職	社会福祉職	栄養士	助産師	保育士	歯科医師	歯科衛生士	臨床検査技師診療放射線技師	獣医師	薬剤師	電気職・建築職	土木職・造園職	技能職・業務職	計
区長・副区長・医監・危機管理担当・まちづくり推進部		49		1											3		1	**54**
区民サービス部		44																**44**
地域みまもり支援センター		70	19	1	2	50	3	1	1	1	1	2	14	6				**171**
大師	支所	33																**33**
	地区健康福祉ステーション	43	8			17												**68**
田島	支所	30																**30**
	地区健康福祉ステーション	40	8			21												**69**
道路公園センター		14														24	18	**56**
計		**323**	**35**	**2**	**2**	**88**	**3**	**1**	**1**	**1**	**1**	**2**	**14**	**6**	**3**	**24**	**19**	**525**

※ 令和元(2019)年 10 月 1 日時点

※ 兼務・併任職員のうち、通常の勤務地が区役所である職員については数値に加えている。

第4章　川崎区役所及び支所･地区健康福祉ステーションの課題

1　組織･体制における課題

（1）保健･福祉分野における専門的･機動的な支援体制の構築

児童虐待相談･通告件数や要介護認定者等、保健･福祉サービスを必要とする市民が他区と比べて多く、増加傾向であることに加え、困難な状況等が複数重なっている場合や、管区をまたがった事象が発生する場合などがあり、支援体制の専門性や機動性の向上が課題となっています。

- 川崎区では、児童虐待相談･通告件数や高齢者単身世帯、要介護認定者等、保健･福祉サービスを必要とする市民の数が他区に比べて多く、増加傾向にあることに加え、例えば、困難な状況や支援が必要な状況が複数重なっている場合や、川崎区役所と各支所の管区をまたがった事象が発生する場合などがあります。このような状況に対して、行政として的確に対応していくためには、1つの専門職だけでなく、保健師をはじめ、医師や心理職などの複数の専門職（多職種）が連携して、各々の知見を活かし、多角的な視点を踏まえた専門的な支援が必要です。また、地域住民等から要保護児童の相談･通告があった場合などの緊急時には、関係する専門職が素早く連携し対応するといった、機動的な支援が重要となっています。

○　困難な状況や支援が必要な状況が複数重なっている事例

（例）･母子･父子世帯で児童虐待が発生する事例
･生活保護世帯において介護が必要な事例
･知的障害者の親が認知症である事例　　等

○　川崎区役所と各支所の管区をまたがった事象の事例

（例）･特定妊婦が居所を頻繁に変更し、在住管区以外でDVを受ける事例
･生活困窮の息子の親が、別の管区に在住し認知症である事例　　等

- 平成 28(2016)年 4 月に、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を進めるために、川崎区役所内に地域みまもり支援センターを設置し、地区ごとに担当保健師を配置しました。地区担当保健師は、医師や心理職等の専門職と連携を図りながら地域に積極的に出向き、児童虐待等の兆候の早期把握と地域での継続した支援、高齢者や障害者の相談支援、ライフサイクルに応じた健康課題への対応などの個別支援を行っています。

- 大師･田島地区健康福祉ステーションにも、地域に近い場所での支援を行う観点から、地区担当保健師を配置しました。一方で、医師や心理職などの専門職は地区健康福祉ステーションではなく、

川崎区役所に在席しています。このように、川崎区役所と地区健康福祉ステーションでは、それぞれの専門職の配置に違いがあることから、地区健康福祉ステーションのみで多職種が連携する支援体制を構築することはできません。このため、地区健康福祉ステーションの地区担当保健師が、医師や心理職などの専門職と支援体制を構築するためには、川崎区役所と連携する必要があります。しかしながら、川崎区役所と地区健康福祉ステーション間には物理的な距離があることから、川崎区役所の地区担当保健師と比べて、支援体制構築までに時間がかかり、多職種による機動的な支援という点で課題があります。

（2）3管区に業務が分散していることによる非効率な状態等の見直し

3 管区に業務が分散していることにより、他区にはない事務作業が多数生じているなど、非効率な状態であることから、現状の体制を見直す必要があります。また、窓口体制の分かりやすさや安定的な窓口サービスの提供に課題があります。

- 現在、3 管区に分散していることにより、川崎区では、他区にはない事務作業や、情報共有を目的とした打合せや各種事業運営のための職員の移動が多く生じており、非効率な状態があります。これらの非効率な業務については見直しを行い、窓口対応や個別支援などの直接的な市民サービスに充てる時間としていくことが求められます。

＜非効率な状況の例＞　（平成 30(2018)年度）

- 他管区で受け付けた転入･転出届や国民健康保険などの申請書類の回送業務が日々大量に発生（例えば、転入･転出届の回送数は約 5,600 件/年）
- 生活保護受給者の区内異動による廃止･開始の処理が約 240 件/年あることに加え、これに伴う調査や面談等を実施
- 地区健康福祉ステーション地区支援担当職員の川崎区役所への打合せや各種事業運営のための移動は、大師･田島地区とも延べ約 50 回/月

- 現在、川崎区役所と支所･地区健康福祉ステーションでは取り扱う業務に違いがあり、保健所支所に関する業務は一部を除き区役所のみの取り扱いとなっています。さらに、支所管内在住の市民の場合、一部を除く戸籍･住民基本台帳･国民年金･国民健康保険に関する手続は川崎区役所と支所のどちらでも申請･届出が可能である一方、福祉に関する手続は地区健康福祉ステーションのみ、一部を除く保健や公衆衛生に関する手続は川崎区役所のみで申請･届出が可能となっていることから、分かりにくい窓口体制になっています。現在のような体制の場合、複数の手続を行う必要があるときや福祉分野と保健分野が複雑に絡み合うような相談などにおいて、川崎区役所と支所･地区健康福祉ステーションの双方に出向く必要が生じる可能性があります。

- 支所･地区健康福祉ステーションでは、川崎区役所よりも事務処理件数が少ないことから、職員の配置人数も少なくなっています。このため、1 人が担当する業務が幅広くなり、担当職員が 1 人不在になった場合でも、窓口サービスに与える影響が大きく、通常よりも受付に時間がかかってしまう場合も発生するなど、安定的な窓口サービスの提供に課題があります。また、同様に、各支所に設

置されている市税証明発行コーナーにおいては、専門知識を持つ税務相談員を配置できず、市民からの市税に関する専門性が高い問い合わせに対して、十分な応対ができない状況があります。しかしながら、将来的な人口や生産年齢人口の割合の減少などにより、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、持続可能な行政サービスを提供するためには、一般事務職をはじめ、保健師や医師、心理職等の専門職、税務相談員も含めて、川崎区役所と同数程度の職員を各支所・地区健康福祉ステーションに新たに配置することは現実的ではありません。

・ このため、今後、体制の見直しを行うにあたっては、現在川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションに配置されている職員の力が、今まで以上に効果的に発揮できるような仕組にしていく必要があります。

◎ 平成 30(2018)年度 包括外部監査における意見について

地方自治法に基づき、専門的な知識を有する者が市の財務に関する事務執行などについて監査を行う包括外部監査では、支所・地区健康福祉ステーションの業務について、次のような「意見」が示されました。

> 支所・地区健康福祉ステーションでは、1事業の申請件数が少ないため、職員が複数の業務を担当している。1件当たりの申請数が少なくノウハウが蓄積しづらいなかで、職員は、区役所では異なる担当者が行う事業に係る全ての業務の流れを把握する必要があるため、実務的な負担が大きいように見受けられた。
>
> 実務的な負担が大きいことに起因しているかは不明であるが、大師支所・大師地区健康福祉ステーションでは各論にて記載の通り、決裁書の押印漏れが複数発見された。
>
> 今回監査対象とした特別会計の 3 事業と一般会計の 6 事業のうち、自立支援医療事業(精神通院医療)と自立支援医療事業(育成医療)については地区健康福祉ステーションでは担当する業務がない。現在「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を定め、支所・地区健康福祉ステーションを含めた川崎区全体の機能・体制の検討を行っているとのことだが、実施件数が少ない業務や減免の判定といった判断を伴う複雑な業務は、なぜその業務を支所・地区健康福祉ステーションで行う必要があるのか、区役所で一括して実施した方が業務効率の改善や業務品質の確保に寄与するのではないか、市民を区役所に誘導することがどれだけの市民サービスの低下を招くのか等を多角的に検討し、川崎市全体で最も効率的に業務を実施できるように、各区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの業務範囲や人員配置の見直しを検討する余地があると考える。

なお、包括外部監査における「意見」は、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項となっています。

2　これまでの本市の取組を踏まえた課題

（1）地域の活動の場の確保

地域では、地域活動を行う場、地域の居場所として多世代が気軽に立ち寄れる場が必要とされています。

- 本市では、これまで地域包括ケアシステムの構築や地域防災力向上の取組を推進してきましたが、これらの取組を進めるにあたっては、地域での互助の土壌となる顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け合う関係づくりが必要です。また、顔の見える関係づくりなどを進めるためには、地域活動の活性化に向けた支援が必要であり、第 5 期川崎区地域福祉計画でも、「人と人のつながりづくりを推進するため、地域活動への参加の促進を図り、活動の充実や地域関係団体同士の連携を促進し、活動の活性化や継続に向けた支援が必要」としています。

- 平成 29(2017)年度のかわさき市民アンケートにおいて、市民活動･地域活動に対して行政が支援すべきだと思う項目として、最も回答割合が高かった内容は「活動場所の提供」となりました。また、令和元(2019)年 5 月に公表した「支所を含めた川崎区全体の機能･体制の検討における考え方」の地域の関係団体への説明においては、地域の活動の場や気軽に立ち寄れる場を求める意見が多く挙げられました。一方で、川崎区では、市民活動の活性化によりまちづくりの推進を図ることを目的に、教育文化会館や支所に市民活動コーナー(会議室や印刷･作業スペース等)を設置していますが、稼働率は高くなく、これまで以上に市民に活用されるよう、地域の活動の場を検討する必要があります。

（2）地域防災機能の強化

支所管内においては、海や河川に近いといった立地特性、工場や観光地等を有し多くの人が集まるといった地域特性等があることを踏まえた、地域防災機能の強化が課題となっています。

- 川崎区、特に支所管内は、海や河川に近く、津波や高潮の浸水区域といった立地特性から、水害への対策が必要となっています。また、支所管内には、臨海部の工場や研究施設、川崎大師等の観光地を有し、多くの人が集まるといった地域特性があります。このため、支所については、これらの特性や令和元年東日本台風などの大規模な風水害への対応を踏まえ、地域防災機能の強化に向けた取組を行う必要があります。

- 一方で、東日本大震災や熊本地震の例に見られるように、発災時には、周辺住民や帰宅困難者が最新情報を求めたり、一時的な避難のために支所に来所したりする可能性があります。地域防災機能の強化に向けた取組を行うにあたっては、このような場合の対応についても、予め想定しておく必要があります。

（3）地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携

地域包括ケアシステムの構築を推進する観点からも、地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携を進める必要があります。

- 現在、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりの取組については、区役所に設置された地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）や地区健康福祉ステーションの地区担当保健師を中心に進めています。また、区役所や支所では、町内会・自治会や青少年指導員会等への支援、地域スポーツの推進などの地域振興業務を行うとともに、市民活動コーナー等による市民活動支援機能を提供しており、これらの業務は地域活動や地域のコミュニティづくりを促し、活性化するという点では、地域包括ケアシステム構築の取組の一つと言えます。このため、地域包括ケアシステムの構築を推進する観点からも、地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携を進める必要があります。

3　庁舎に関する課題

- **大師・田島支所、大師分室の建物は、全体的に劣化が進行していることから、その対応が課題となっています。**
- **川崎区役所庁舎内にスペースの余剰がないことから、業務スペースの拡張が必要となった場合、既存の区役所庁舎とは別に新たにスペースを確保する必要があります。**

- 平成 30（2018）年度に、支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討と併せて、効果的・効率的な庁舎整備を検討していくため、大師・田島支所庁舎（大師分室を含む）について、現在の建物の老朽化状況等の基礎調査を行いました。大師・田島支所については、それぞれ築 40 年以上が経過し、全体的に劣化が進行しており、部位によっては基礎調査実施時から最短で 9～10 年ほどで大規模修繕が必要となるとの結果が出たことから、劣化への対応が課題となっています。

- また、大師分室に関しては、築 50 年以上が経過し、全体的に劣化が進行しており、大規模修繕が必要となる年数（基礎調査実施時から最短で 9～10 年ほど）と、目標耐用年数の築 60 年が非常に近接しているため、大規模修繕の効果が十分に得られないとの結果が出ました。

- 川崎区役所庁舎については、狭隘問題が一定程度解消したものの、スペースに余剰があるわけではありません。このため、今後、区役所等の窓口サービス機能や体制の見直しに伴い、川崎区役所の業務スペースの拡張が必要となる場合、既存の区役所庁舎とは別に新たにスペースを確保する必要があります。

第5章　川崎区役所及び支所･地区健康福祉ステーションの今後の方向性

1　機能･体制等の再編に向けた基本的な考え方

第 4 章で示したとおり、業務を川崎区役所及び各支所･地区健康福祉ステーションの 3 管区に分散して提供する現在の機能･体制では、児童虐待、高齢者単身世帯、要介護認定者などへの支援において、複数の専門職による機動的な対応は困難な状況となっています。また、3 管区に業務が分散していることにより、他区にはない事務作業が多数生じていたり、窓口体制が分かりにくくなっている状況があることに加え、支所･地区健康福祉ステーションでは、少ない人数で幅広い業務に対応せざるを得ない状況であるため、安定的な窓口サービスの提供においても課題があります。

一方で、地域包括ケアシステムの構築や地域防災力向上の取組、これらの取組を進める上での基礎となる地域での互助の土壌となる顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け合う関係づくりなどについては、今後も各地域で着実に推進していく必要があります。

川崎区における窓口サービスの提供体制については、平成 21（2009）年に策定した前回実施方針において課題が示され、これを踏まえ、機能再編についての検討を進めてきました。検討の過程においては、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ施策の推進、支所庁舎等の高経年化、川崎区役所の移転･整備の見直しなど、区役所等を取り巻く状況にさまざまな変化が生じたことから、川崎区における行政サービスへの影響やそのあり方について、都度検証を重ねてきましたが、前述のとおり、対応すべき課題は依然として存在している状況です。また、機能を効果的に提供できるような庁舎が必要です。

こうしたことから、川崎区役所及び支所･地区健康福祉ステーションの機能･体制等について、今後、次の基本的な考え方に基づく取組を進めていきます。

＜機能･体制等の再編に向けた基本的な考え方＞

① 複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、**支所･地区健康福祉ステーションの申請･届出業務を川崎区役所に一元化し（機能再編）、区役所については区における行政サービスの総合的な提供拠点とする。**

※ 川崎区の福祉事務所は、3福祉事務所体制から1福祉事務所体制とする（地区健康福祉ステーションは川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所･保健所支所）に編入）

② 地域振興業務を中心とした地域づくり、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用、地域防災機能の提供など、**支所については地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点とする。**

③ 庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として有効に機能するよう、**支所庁舎の建替えに向けた取組を推進する。**

＜機能再編のイメージ＞

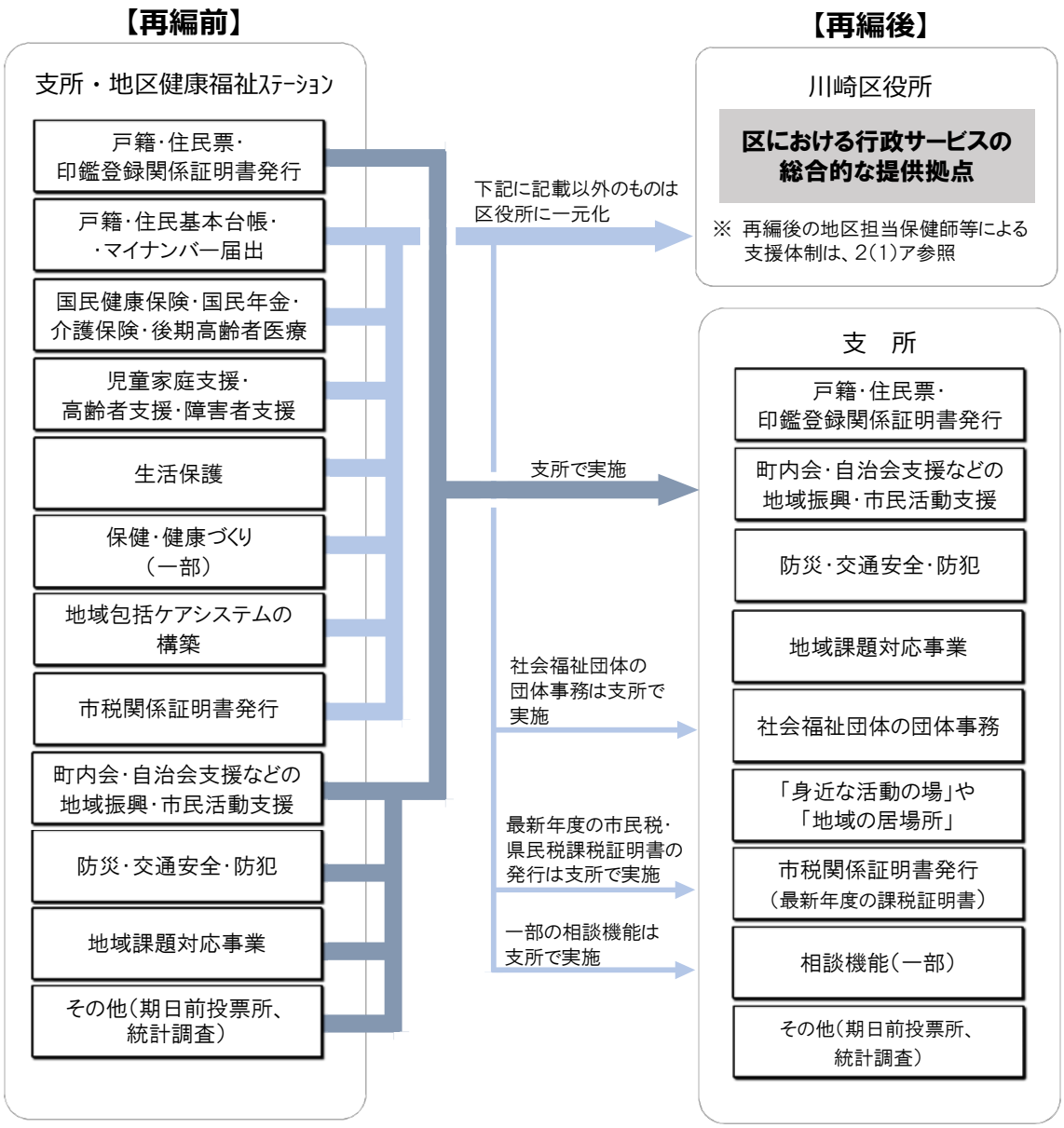

2　川崎区役所の機能･体制及び庁舎についての考え方

（1）機能･体制についての考え方

ア　保健･福祉分野における専門的･機動的な保健･福祉サービスの提供体制の構築

地区健康福祉ステーションの地区担当保健師を川崎区役所に一元化し、保健･福祉分野の様々な専門職が素早く連携し、支援体制を構築できるようにします。

- 地区健康福祉ステーションの地区担当保健師を川崎区役所に一元化することで、区役所内の医師や心理職等の専門職と常に連携し、多職種の知見を活かした、多角的な視点に基づく専門的･機動的な支援ができるよう体制を構築します。地区担当保健師は、地区健康福祉ス

テーションではなく、川崎区役所に在席することになりますが、機能再編後も今までと変わらず、自らの担当地域に出向き、関係団体や関係機関と連携を図りながら、訪問や面接等をとおして市民の個別支援を行います。また、市民との面接の場として支所庁舎を利用できるよう、支所庁舎の建替えに併せて、面接室の設置について検討を進めます。

・　地区健康福祉ステーションの地区担当保健師を川崎区役所に一元化することにより、区役所管内の地区担当保健師も、支所管内の地区担当保健師と効率的に連携ができることから、管区をまたがる事象に対して、今まで以上に円滑に対応することが可能となります。

＜現在の川崎区における支援体制のイメージ＞

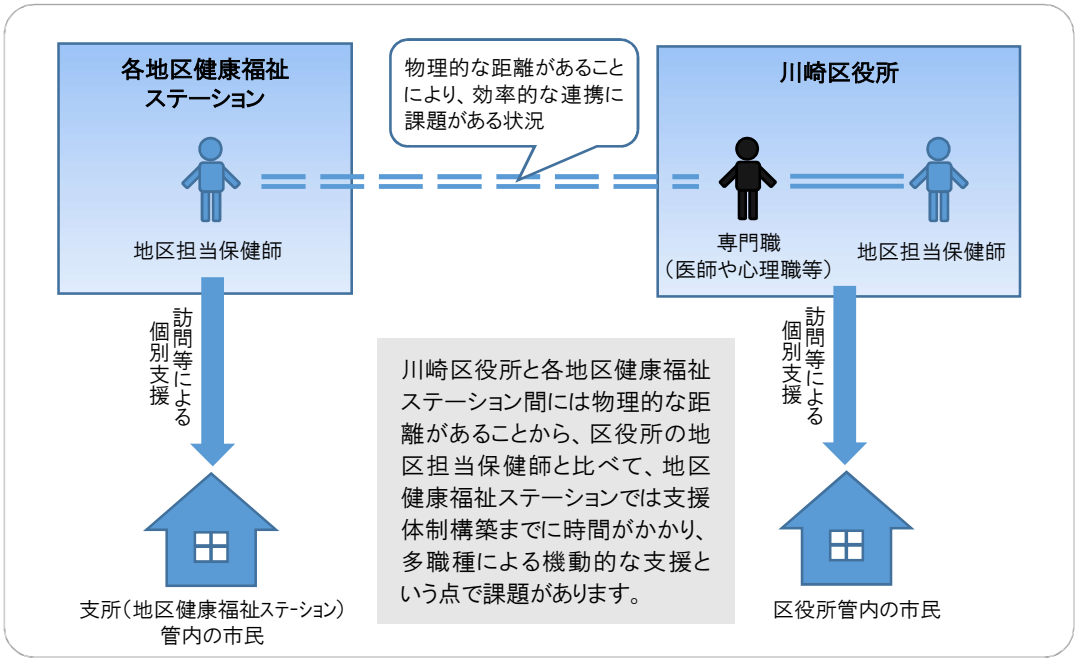

＜機能再編後の川崎区における支援体制のイメージ＞

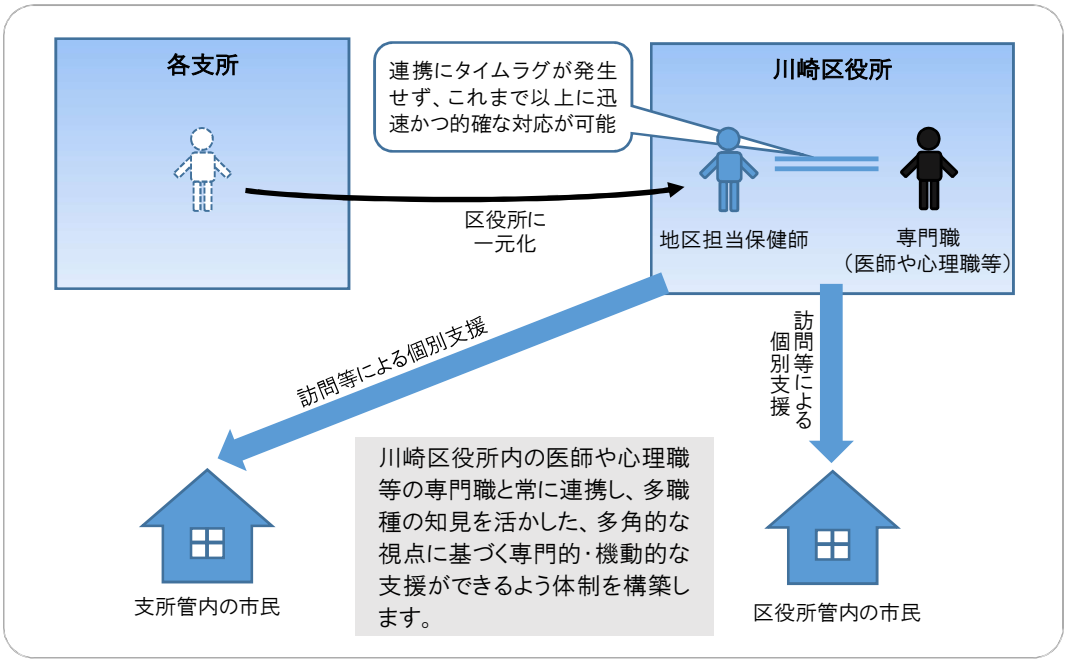

イ　3管区に分散している業務の非効率性等の解消

3 管区に分散している業務を川崎区役所に一元化し、業務が非効率となっている状況を解消し、その分の時間を直接的な市民サービスに充てることができるようにします。また、分かりやすい窓口体制の構築や安定的な窓口サービスの提供を図っていきます。

- 3 管区に分散している業務を川崎区役所に一元化することで、非効率な状況を解消し、その分の時間を地域での個別支援や窓口サービスなどの直接的な市民サービスに充てることができるようにします。

- 手続の受付窓口が一元化されて川崎区役所のみとなるものの、区役所もしくは支所・地区健康福祉ステーションのどちらで手続ができるのか、分かりにくい窓口体制を解消します。また、福祉分野と保健分野が複雑に絡み合うような相談や、複数の手続を行う必要があるときなども、1 箇所で用件が済ませることができるようにします。

- また、1 人が担当する業務が幅広く、担当職員が不在時等に窓口サービスに影響が生じるような体制は見直し、業務の品質が確保され、安定的に窓口サービスが提供されるような体制に再編します。

（2）庁舎についての考え方

機能再編により、必要となる川崎区役所の業務スペースについては、既存庁舎のほか、本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルの活用も含めて、検討します。

- 支所から川崎区役所に業務が一元化されることに伴い、支所・地区健康福祉ステーションで所管している業務を区役所で行うことになるため、区役所庁舎の拡張が必要になります。しかしながら、現在の川崎区役所庁舎のみでは、業務スペースの確保は困難です。また、拡張する業務スペースとして、ある程度まとまった面積を、現在の区役所庁舎周辺に確保することが必要となります。このため、拡張にあたっては、既存庁舎のほか、本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる区役所周辺の民間ビルを活用することも含めて、検討します。

3　支所・地区健康福祉ステーションの機能・体制及び庁舎についての考え方

（1）機能・体制についての考え方

ア　地域住民組織や社会福祉団体の団体事務や活動支援の実施、支援策の拡充の検討

機能再編後も地域住民組織や社会福祉団体における団体事務や活動支援については、地域に身近な大師・田島支所で担っていくとともに、その支援策の拡充に向けて検討を進めていきます。

・　これまで、支所･地区健康福祉ステーションでは、町内会･自治会等の地域住民組織や地区民生委員児童委員協議会、保護司会等の社会福祉団体の事務局等の団体事務や活動支援を行ってきました。これらの組織･団体による市民主体の活動は、地域のつながりを生み、市民同士が支え合いながら地域の課題解決に向けて取り組むもので、これからのコミュニティや共に支え合う地域づくりには欠かせないものとなっています。また、これらの組織･団体の活動は、主に地域に居住している市民が担っており、自身が居住している地域を対象として活動している場合が多い状況です。

・　このため、これからのコミュニティや共に支え合う地域づくりを推進する観点や、組織･団体の地域性を踏まえて、機能再編後も、これらの団体事務や活動支援については、引き続き地域に身近な大師･田島支所で担っていくとともに、支援策の拡充に向けて検討を進めていきます。

イ「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討

支所は、これまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として地域の方々に活用されるよう、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきます。

・　地域での互助の土壌となる顔の見える関係づくりや、日頃から地域で助け合う関係づくりの観点を踏まえ、支所はこれまで以上に「身近な活動の場」や「地域の居場所」として地域の方々に活用されるよう検討することとし、支所庁舎の建替えに併せて、必要な環境整備を行います。また、これまで以上に広く市民に活用されるよう、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきます。

・　川崎市自治基本条例第 9 条では、コミュニティとは「居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」としており、今後、「身近な活動の場」として地域の方々に活用されるよう検討を進めるにあたっては、地域のコミュニティによる場の活用を意識する必要があります。また、コミュニティに関わる施策という点で、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を念頭に置く必要があります。このため、今後の検討については、この「基本的考え方」に基づいた、川崎区における「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」創出の取組とも連携を図りながら、進めていきます。

ウ　地域防災力向上に向けた体制や支所の防災上の活用の検討

川崎区役所と支所における地域防災力向上に向けた体制のあり方等を検討します。また、支所の防災上の活用について、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきます。

・　海や河川に近い立地特性、多くの人が集まる地域特性を踏まえながら、機能再編後の支所の防災上の役割について整理を行います。また、現在、支所では地域振興係が防災担当を兼ねて、自主防災組織に関する事務や川崎区役所とともに避難訓練などを実施していますが、

支所の防災上の役割を踏まえて、区役所と支所における地域防災力向上に向けた体制のあり方を検討します。

・　支所庁舎の建替えに向けた取組と併せて、防災上必要となる庁舎機能や設備、備品など、支所の防災上の活用について、市民意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきます。

・　周辺住民や帰宅困難者等の来庁に備えた、災害情報や避難所開設情報等の収集や発信、一時的な避難に備えた備品の整備などについて検討していきます。

エ　その他

・　戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等の証明書発行は、引き続き支所で取り扱う予定です。市税関係の証明書発行については、発行件数の割合が高い最新年度の市民税・県民税課税証明書は、引き続き支所で取り扱います。これ以外の市税関係の証明書については、専門知識を有する税務相談員による丁寧できめ細やかな対応が求められることなどから、機能再編後は川崎区役所にて取り扱います。

※　マイナンバーを利用した情報連携の実施等に伴い、将来的には証明書発行の需要は変化することが予想されます。このため、本市では、令和 2(2020)年度を目途に市全体の証明書発行体制のあり方を検討することとしていますが、この検討結果に基づき、支所における証明書発行についても、必要な取組を推進することも想定しています。

・　第 4 章で示した課題や、川崎区では 3 つの地区で地域住民組織や社会福祉団体が地域に根差した活動をしていることを踏まえて、地域住民組織や社会福祉団体の団体事務は支所で継続しますが、地区担当保健師は川崎区役所に一元化します。地区担当保健師は、地区健康福祉ステーションではなく、川崎区役所に在席することになりますが、機能再編後も今までと変わらず、自らの担当地域に出向き、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりに向けた取組を行います。一方で、今後は支所の地域振興業務と、川崎区役所における地域振興業務や地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりとの連携は今まで以上に必要となることから、今後効率的・効果的な連携のあり方について検討します。

・　これまで支所・地区健康福祉ステーションで受け付けていた各種相談については、基本的には川崎区役所への一元化の方向とするものの、身近な相談窓口についての地域ニーズを踏まえ、一部の相談機能の継続について、引き続き検討します。検討については、川崎区役所へ一元化する業務との関連性やこれまでの相談件数などを考慮しながら行っていきます。

・　機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は区役所で手続等をしていただく形になりますが、高齢者や障害者等、区役所へ出向くことが負担となる方々がいることも踏まえて、これらの方々に配慮した取組についても併せて検討します。

・　選挙の期日前投票所は、引き続き地域に身近な各支所に設置します。

（2）庁舎についての考え方

大師･田島支所庁舎については、建替えに向けた取組を推進します。大師分室については、暫定利用を終了し、敷地の効果的な活用に向けた検討を行うとともに、解体に向けた取組を進めます。

- 庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として効果的に機能するよう、機能再編の取組に併せて、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進します。大師分室については、地域福祉活動団体等による暫定利用を終了し、敷地の効果的な活用に向けた検討を行うとともに、解体に向けた取組を進めていきます。なお、建替えにあたっては、周辺施設との複合化についても併せて検討します。

第6章　令和2(2020)年度の取組

1　今後の検討事項

令和 2(2020)年度に、機能・体制や支所庁舎整備等に関して、主に次の検討を進めていきます。

- 機能再編後における川崎区役所庁舎の業務スペースの検討
- 支所庁舎建替えにあたっての整備手法や工程の検討
- 支所庁舎と複合化する施設の検討
- 支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」の活用に向けた検討
- 支所の防災上の活用に向けた検討
- 相談機能の検討
- 令和 3(2021)年度以降のスケジュール(組織体制変更に伴う条例等の改正手続、支所庁舎の建替え、機能再編の実施など)

2　市民意見の把握

- 支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用については、支所庁舎の建替えの取組と併せて検討を進め、建物として必要な機能を整備していくことが求められます。このため、令和 2(2020)年度以降の建替えに向けた取組の各段階において、市民参加の機会を創出することとし、丁寧に検討を進めていきます。令和 2(2020)年度については、地域で今後どのような活動をしていきたいかなどをテーマに、ワークショップ等の手法を使って、市民意見の把握を行っていきます。

- 支所の防災上の活用についても、支所庁舎の建替えの取組と併せて検討を進め、防災上求められる建物の機能や設備等を整備することが必要です。検討については、市民の自助、住民同士の共助(互助)などの観点を踏まえて、地域の自主防災組織等から意見を伺いながら、進めていきます。

3　「(仮称)川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」の策定

1・2 の結果を、「(仮称)川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」(以下、「実施方針」といいます。)として取りまとめ、令和 2(2020)年度中に策定を行います。

＜実施方針の主な内容(予定)＞

- 機能再編後に川崎区役所庁舎として利用する建物
- 支所庁舎建替えにあたっての整備手法や工程
- 支所庁舎と複合化する施設
- 支所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」の活用イメージ
- 支所の防災上の活用方法
- 令和 3(2021)年度以降のスケジュール(組織体制変更に伴う条例等の改正手続、支所庁舎の建替え、機能再編の実施など)

4　支所庁舎整備に向けた取組

・　大師支所庁舎の建替えにあたっては、大師分室敷地を活用しながら取組を進めることが想定されます。このため、大師分室庁舎については、令和 2(2020)年度から先行して解体に向けた取組を進めていきます。

＜大師支所および大師分室　庁舎位置図＞

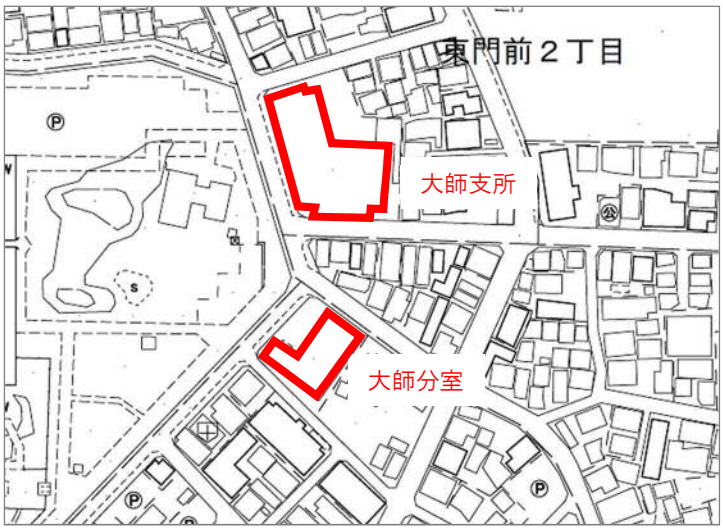

※ 上記地図は川崎市発行の都市計画基本図を使用

第7章　今後のスケジュール

今後は、令和 2(2020)年度に実施方針を策定し、令和 3(2021)年度以降に条例等の改正手続などの取組を行った上で、機能再編を実施します。また、機能再編に向けた取組と併せて大師･田島支所庁舎の建替えの取組を進めていくことも想定しています。これらの令和 3(2021)年度以降のスケジュールについては、実施方針で示す予定です。

＜今後のスケジュール＞

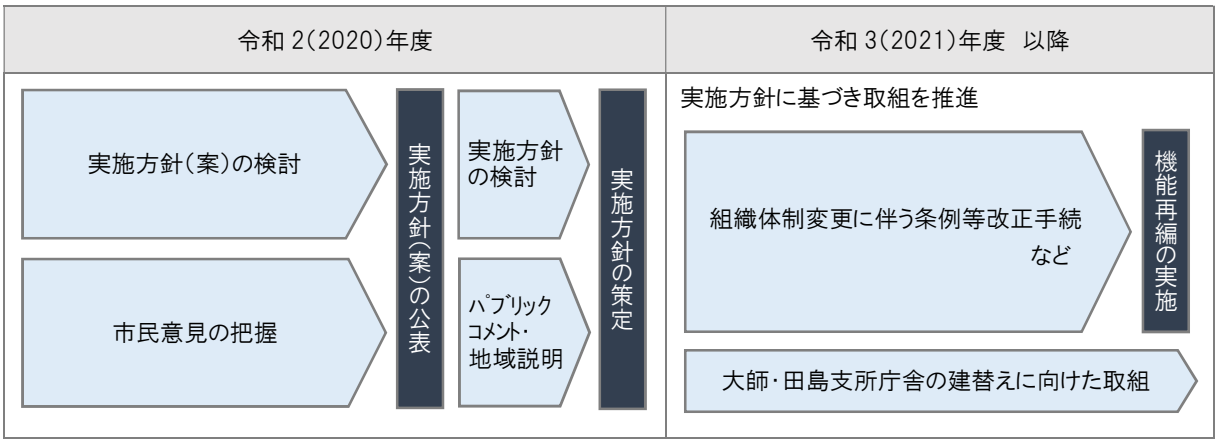

※　機能再編の実施時期については、令和 2(2020)年度中に検討を行います。
例えば、支所から川崎区役所に業務を一元化する際に必要となる区役所の業務スペースとして、現在本市組織が入居し、市役所新本庁舎竣工後に利用終了となる民間ビルを活用する場合、機能再編は新本庁舎竣工後の令和 5(2023)～6(2024)年度頃に実施することが可能性として想定されますが、検討の結果については、改めて実施方針で示す予定です。

資料編

1 川崎区の所管区域

※ 令和元(2019)年 8 月時点

		町　　名
川崎区役所	あ	旭 町 1･2丁目、池田1･2丁目、砂子1･2丁目、駅 前 本 町、榎 町 、大島1～5丁目、大 島 上 町、小川町、小田1丁目
	か	貝 塚1･2丁目、京 町 1～3丁目
	さ	境 町 、下並木、新 川 通 、鈴木町
	た	堤 根
	な	中 島1～3丁目、日 進 町
	は	東 田 町、富士見1･2丁目、堀之内町、本 町 1･2丁目
	ま	港 町 、南 町 、宮 前 町、宮 本 町、元木1･2丁目
	わ	渡 田1～4丁目、渡 田 山 王 町、渡 田 新 町 1～3丁目、渡 田 東 町 、渡 田 向 町
大師支所	あ	池 上 新 町 1～3丁目、伊勢町、浮 島 町、江川1･2丁目
	か	川 中 島 1･2丁目、観 音 1･2丁目、小島町
	さ	塩 浜1～4丁目、昭和1･2丁目
	た	大師駅 前1･2丁目、大師河原1･2丁目、大師公園、大師 本 町 、大師町、台 町、田町1～3丁目、千鳥町、出来野、殿町1～3丁目
	な	中瀬1～3丁目
	は	東 扇 島 、 東 門 前 1～3丁目、日ノ出1･2丁目、藤崎1～4丁目
	ま	水 江 町
	や	夜光1～3丁目、四 谷 上 町、四谷下町
田島支所	あ	浅田1～4丁目、浅野町、池 上 町 、追 分 町 、扇 町 、 大 川 町 、扇 島 、小田2～7丁目、小田栄1･2丁目
	か	鋼 管 通 1～5丁目
	さ	桜 本1･2丁目、白 石 町
	た	田島町、田辺新田
	は	浜 町 1～4丁目
	ま	南 渡 田 町

2 川崎区役所の組織体制

※ 平成 31(2019)年 4 月時点

部	課	係･担当
危機管理担当		地域安全担当、地域防災担当、訓練担当、 臨海部対策担当
まちづくり推進部	総務課	庶務係、選挙統計担当、経理担当
	企画課	企画調整担当、まちづくり支援担当
	地域振興課	地域活動支援係、まちづくり推進係、 地域スポーツ推進担当、相談情報担当
	生涯学習支援課	管理担当[＊1]、社会教育振興係[＊1]、 大師地区担当[＊2]、田島地区担当[＊3]
区民サービス部	区民課	住民記録第 1･2･3 係、窓口サービス向上担当
	川崎行政サービスコーナー(兼) [＊4]	行政サービスコーナー担当(兼)
	保険年金課	国保資格･賦課係、国保給付･医療費助成係、 後期･介護保険料係、収納係、国民年金係
地域みまもり 支援センター (福祉事務所･ 保健所支所)	地域ケア推進課	管理運営係、企画調整係
	地域支援課	地区支援係、地域サポート係
	児童家庭課	児童家庭サービス係、区待機児童対策担当
	高齢･障害課	高齢者支援係、介護認定給付係、障害者支援係、 精神保健係
	保護第 1 課	管理係、保護第 1･2･3 係、面接担当、 調整･指導担当(兼)
	保護第 2 課	保護第 1･2･3･4 係
	衛生課	感染症対策係、環境衛生係、食品衛生係
	保育所等･地域連携担当(兼)	保育所等･地域連携担当(兼)
	学校･地域連携担当(併)	学校･地域連携担当(併)
道路公園センター	管理課[＊5]	庶務係、利用調整係、財産管理係、自転車対策担当
	整備課[＊5]	土木整備係、公園整備係、作業管理長、協働推進担当
支所 (大師･田島)	区民センター	庶務係、地域振興係、住民記録･児童手当･就学担当、 住民記録･戸籍担当、保険年金係、保険収納係
地区健康福祉 ステーション (大師･田島)	保護課	管理係、保護第 1･2･3･4 係、面接担当
	地域支援･児童家庭担当	地区支援担当、児童家庭サービス担当、 区待機児童対策担当
	高齢･障害担当	介護認定給付担当

［＊1］ 業務は、教育文化会館(川崎区富士見 2-1-3)で行っています。
［＊2］ 業務は、プラザ大師(川崎区大師駅前 1-1-5)で行っています。
［＊3］ 業務は、プラザ田島(川崎区追分町 16-1)で行っています。
［＊4］ 業務は、川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)(川崎区駅前本町 26-1 川崎駅北口通路)で行っています。
［＊5］ 業務は、道路公園センター庁舎(川崎区大島 1-25-10)で行っています。

3 川崎区役所の組織の変遷

※ 区役所･支所、福祉事務所、保健所関係についてのみ記載

年･主な出来事	区役所･支所関係	福祉事務所関係	保健所関係
○昭和 47(1972)年度 政令指定都市移行、区政施行	･川崎区役所 ･川崎区役所大師支所 ･川崎区役所田島支所	･民生局川崎福祉事務所 ･民生局大師福祉事務所 ･民生局田島福祉事務所	･衛生局川崎保健所 ･衛生局大師保健所 ･衛生局田島保健所
○平成 7(1995)年度 福祉事務所を区役所に編入	･川崎区役所 ･川崎区役所大師支所 ･川崎区役所田島支所	･川崎区役所区民福祉部 ･川崎区役所大師地区福祉センター ･川崎区役所田島地区福祉センター	･衛生局川崎保健所 ･衛生局川崎保健所大師健康ブランチ ･衛生局川崎保健所田島健康ブランチ
○平成 9(1997)年度 保健所を区役所に編入	･川崎区役所 ･川崎区役所大師支所 ･川崎区役所田島支所	･川崎区役所区民福祉部 ･川崎区役所大師地区福祉センター ･川崎区役所田島地区福祉センター	･川崎区役所保健所 ･川崎区役所保健所大師健康ブランチ ･川崎区役所保健所田島健康ブランチ
○平成 15(2003)年度 区役所区民福祉部と保健所を統合、健康ブランチを川崎区役所に一元化	･川崎区役所 ･川崎区役所大師支所 ･川崎区役所田島支所	･川崎区役所保健福祉センター ･川崎区役所大師地区健康福祉ステーション ･川崎区役所田島地区健康福祉ステーション	
○平成 31(2019)年度 区役所保健福祉センターを地域みまもり支援センター(福祉事務所･保健所支所)に改編	･川崎区役所 ･川崎区役所大師支所 ･川崎区役所田島支所	･川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所･保健所支所) ･川崎区役所大師地区健康福祉ステーション ･川崎区役所田島地区健康福祉ステーション	

4 主な統計情報

※ 太字は 7 区中最大のもの

	人口･世帯数		外国人住民	児童虐待	ひとり親	生活保護		
	世帯数	人口(人)	人口(人)	区役所における児童虐待相談･通告受付件数	母子世帯･父子世帯合計数	生活保護世帯数	生活保護人員数(人)	保護率
全 市	740,516	1,530,457	43,969	1,071	6,269	23,781	30,359	1.98%
川崎区	120,278	233,116	**16,350**	**254**	**1,481**	**8,381**	**10,221**	**4.38%**
(区役所管内)	(56,470)	(102,579)	(9,863)	(99)	-	(3,956)	(4,601)	(4.49%)
(大師支所管内)	(38,284)	(77,800)	(3,482)	(74)	-	(2,095)	(2,658)	(3.42%)
(田島支所管内)	(25,524)	(52,737)	(3,005)	(81)	-	(2,330)	(2,962)	(5.61%)
幸 区	81,394	170,159	5,385	144	712	3,281	4,324	2.55%
中原区	**133,078**	**261,825**	5,970	153	782	2,270	2,773	1.06%
高津区	113,173	233,285	4,984	91	984	2,843	3,835	1.64%
宮前区	100,712	232,325	3,609	146	948	2,620	3,612	1.55%
多摩区	113,279	219,868	4,835	174	731	2,917	3,704	1.68%
麻生区	78,602	179,879	2,836	109	631	1,469	1,890	1.05%
出 典	川崎市の世帯数･人口、区別人口動態、区別市外移動人口(令和元年 10 月 1 日現在)		管区別年齢別人口統計(外国人住民)令和元年 6 月末日	こども未来局調べ	平成 27 年国勢調査	令和元年 8 月川崎市の生活保護の動向(速報値)		

	障害			高齢化			
	身体障害	知的障害	精神障害				
	障害者・児数（人）	障害者・児数（人）	精神障害者保健福祉手帳等交付数	老年人口（65 歳以上）（人）	高齢化率	要介護認定者数（人）	高齢者単身世帯数
全 市	37,084	8,669	9,619	299,091	19.80%	56,585	57,959
川崎区	**7,260**	1,549	1,919	**51,883**	22.09%	**10,947**	**12,451**
（区役所管内）	（3,209）	（731）	－	（21,884）	（21.14%）	－	－
（大師支所管内）	（2,263）	（600）	－	（16,981）	（21.76%）	－	－
（田島支所管内）	（1,788）	（472）	－	（13,018）	（24.43%）	－	－
幸 区	4,951	1,310	1,370	36,568	21.52%	7,141	7,433
中原区	5,062	1,293	1,586	39,522	15.38%	7,274	8,147
高津区	5,357	**1,639**	**1,955**	42,068	18.36%	7,877	8,405
宮前区	5,381	1,602	1,805	46,688	20.16%	8,189	7,350
多摩区	5,041	1,391	1,890	41,596	19.73%	7,848	7,840
麻生区	4,032	1,043	1,374	40,766	**23.00%**	7,309	6,333
出 典	平成 29 年度川崎市健康福祉年報	平成 29 年度川崎市健康福祉年報	平成 29 年度川崎市健康福祉年報	令和元年町丁別年齢別人口 6 月末日現在		令和元年度版区政概要 平成 31 年3月末日現在	平成 30 年版川崎市統計データブック（H27.10 時点）

5 川崎区役所庁舎及び支所庁舎のフロア図

※ 平成 31(2019)年 4 月時点

（1）川崎区役所

＜1 階＞

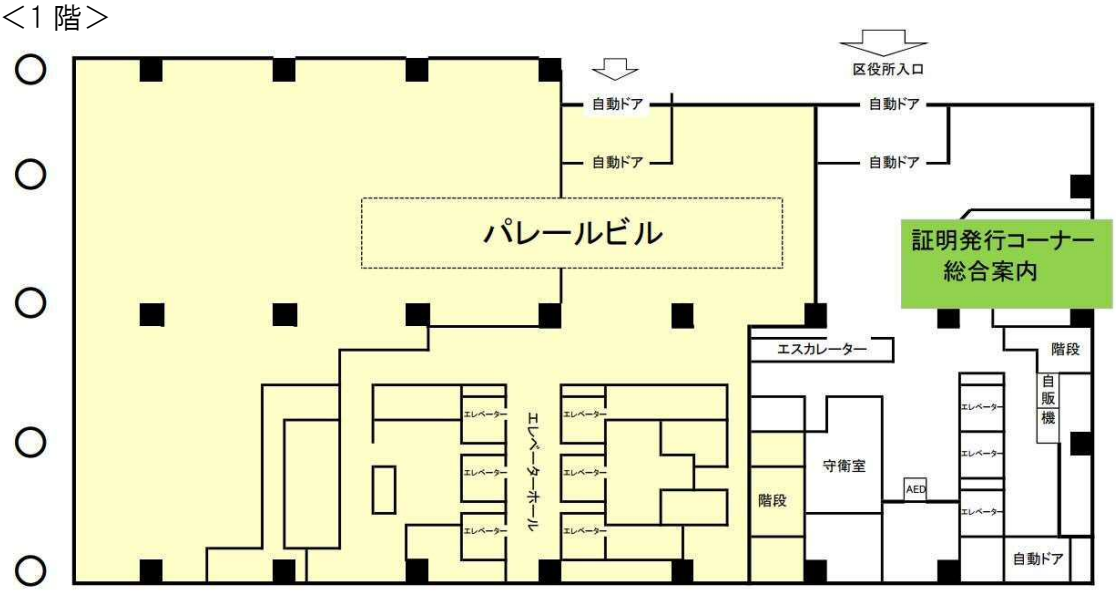

＜2 階＞

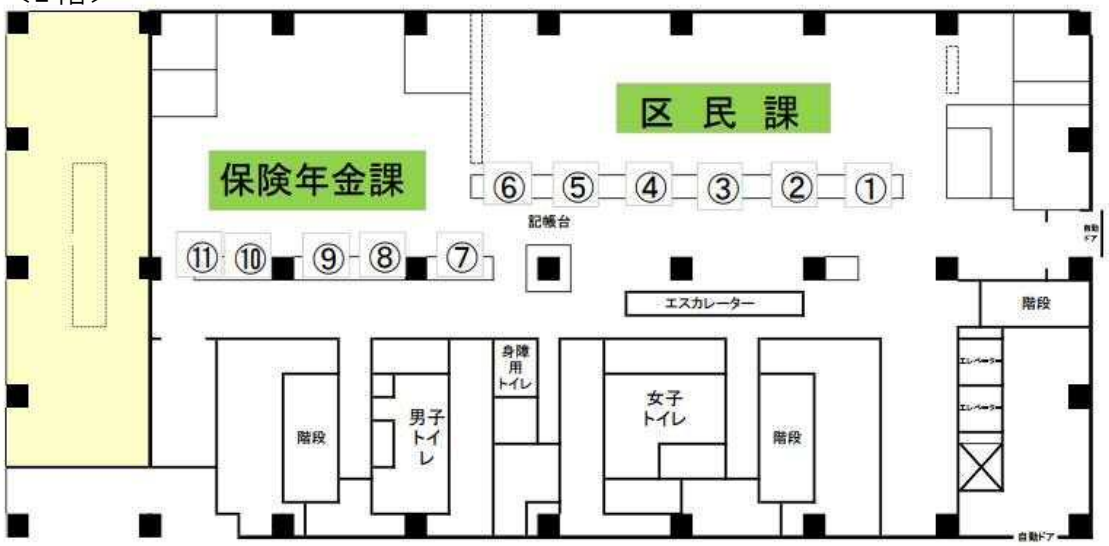
区 民 課
保険年金課
⑥ ⑤ ④ ③ ② ①
記帳台
⑪ ⑩ ⑨ ⑧ ⑦
エスカレーター
階段
身障用トイレ
男子トイレ
女子トイレ
階段
階段
エレベーター
エレベーター
自動ドア

＜3 階＞

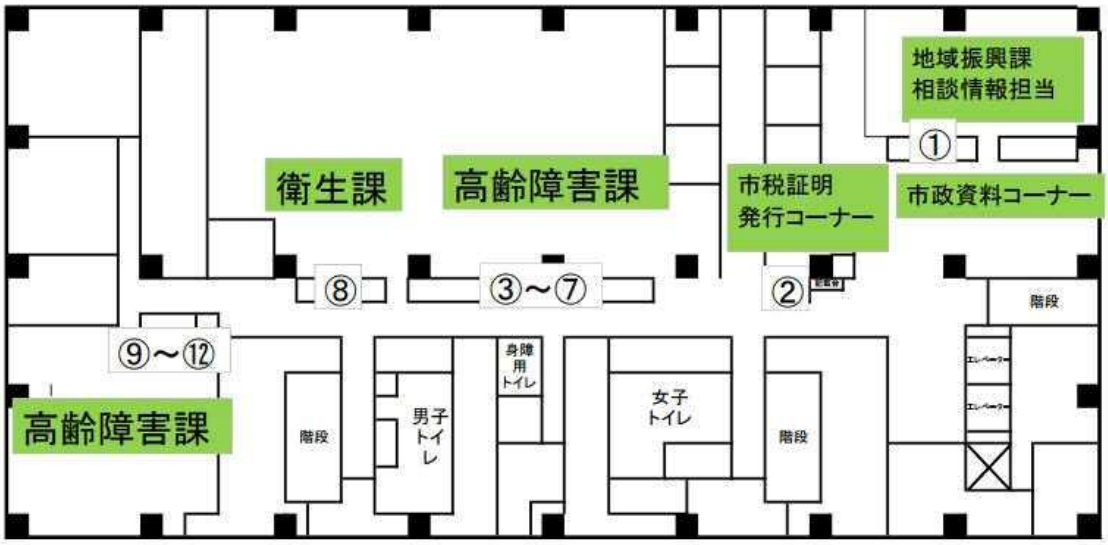
地域振興課
相談情報担当
①
衛生課
高齢障害課
市税証明
発行コーナー
市政資料コーナー
⑧
③～⑦
②
階段
⑨～⑫
高齢障害課
階段
男子トイレ
身障用トイレ
女子トイレ
階段
エレベーター
エレベーター

＜4 階＞

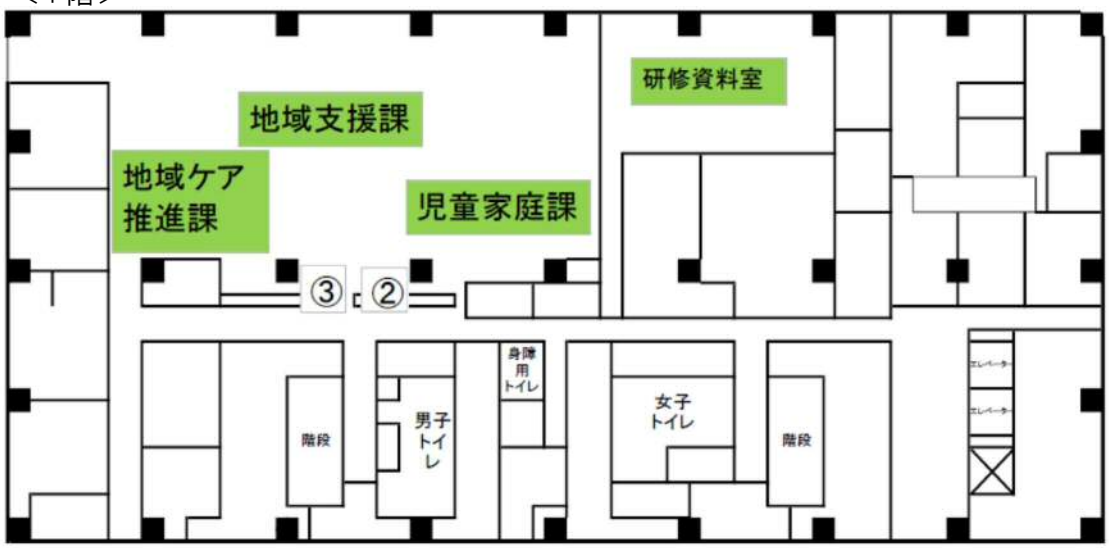
研修資料室
地域支援課
地域ケア
推進課
児童家庭課
③ ②
階段
男子トイレ
身障用トイレ
女子トイレ
階段
エレベーター
エレベーター

＜5 階＞

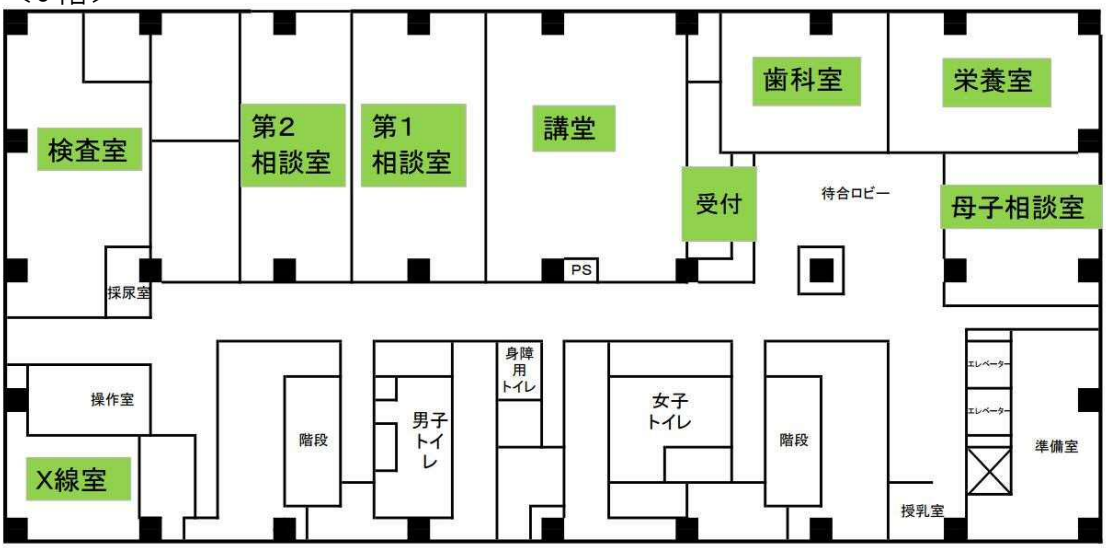
検査室
第2
相談室
第1
相談室
講堂
歯科室
栄養室
受付
待合ロビー
母子相談室
PS
採尿室
操作室
X線室
階段
男子
トイレ
身障
用
トイレ
女子
トイレ
階段
エレベーター
エレベーター
準備室
授乳室

＜6 階＞

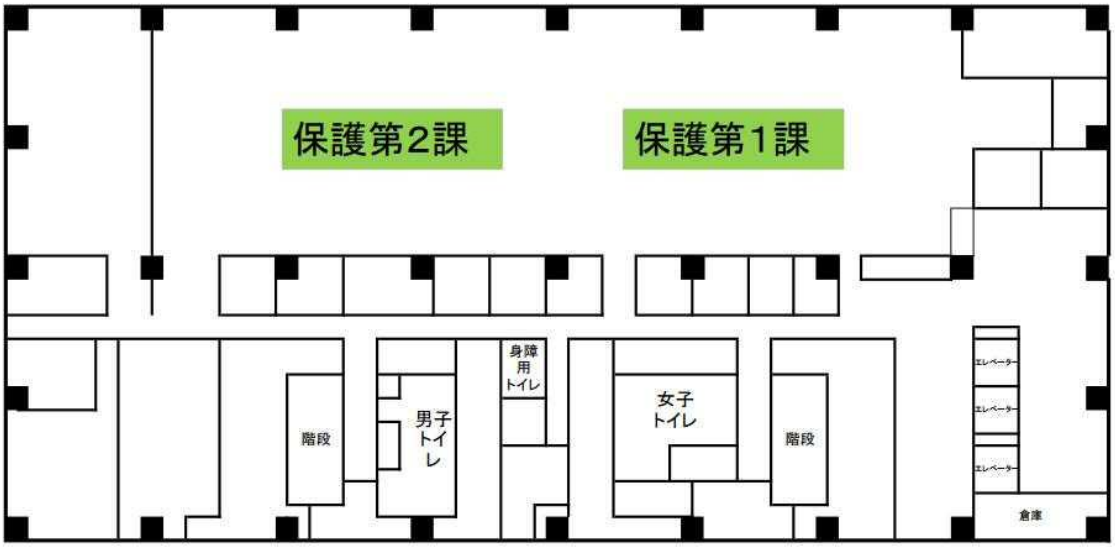
保護第2課
保護第1課
階段
男子
トイレ
身障
用
トイレ
女子
トイレ
階段
エレベーター
エレベーター
エレベーター
倉庫

＜7 階＞

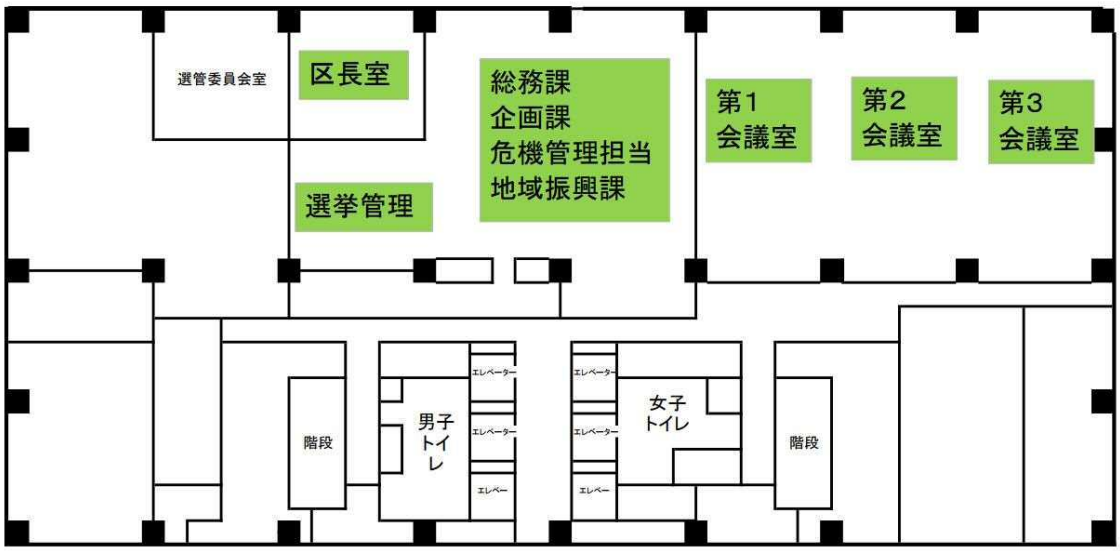
選管委員会室
区長室
総務課
企画課
危機管理担当
地域振興課
第1
会議室
第2
会議室
第3
会議室
選挙管理
階段
男子
トイレ
エレベーター
エレベーター
エレベー
エレベーター
エレベーター
エレベー
女子
トイレ
階段

（2）大師支所（地区健康福祉ステーション）

＜1 階＞

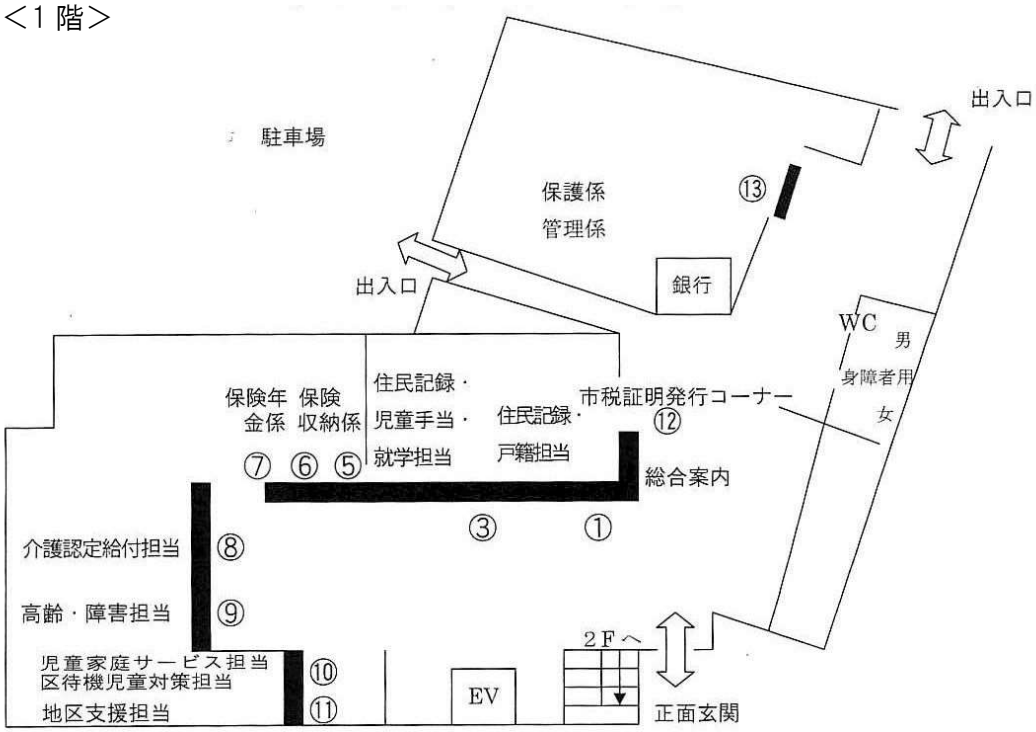

＜2 階＞

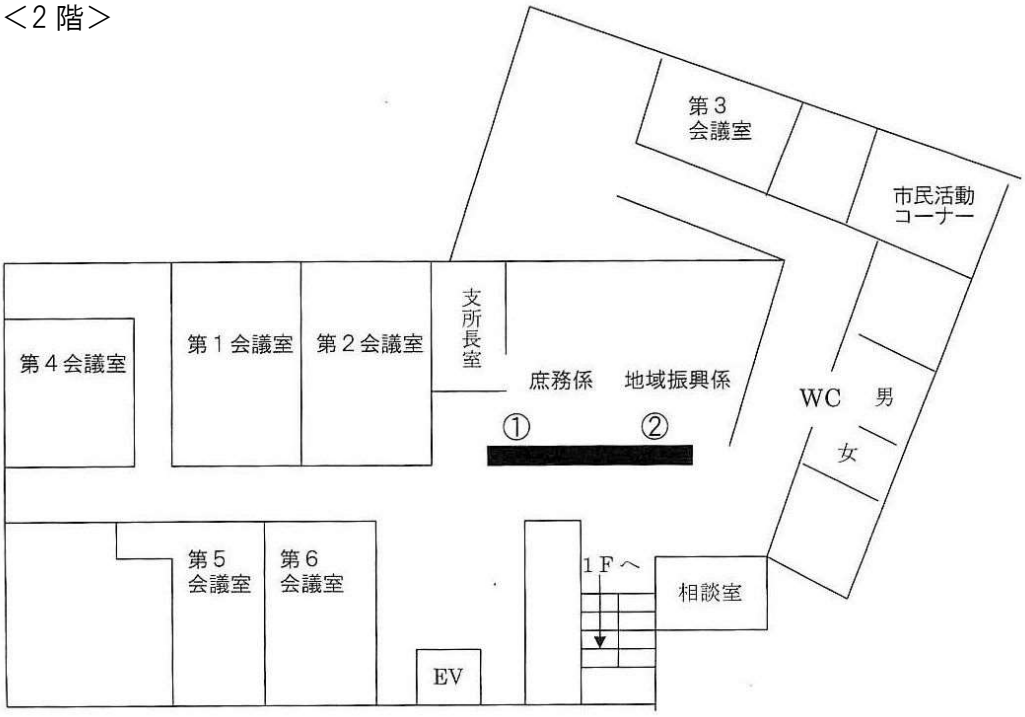

※ 3 階は機械室等のため、図を省略

（3）田島支所（地区健康福祉ステーション）

＜1 階＞

＜2 階＞

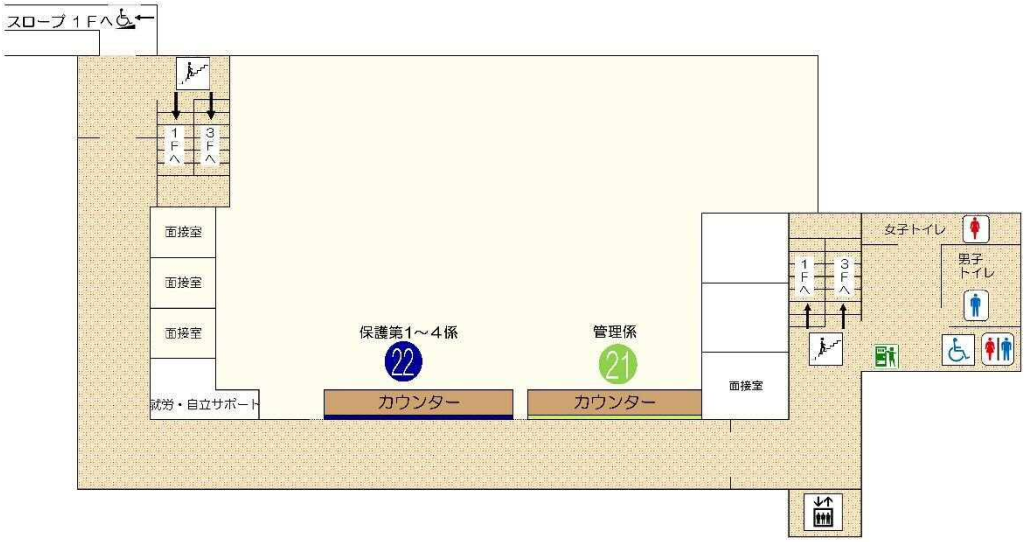

＜3 階＞

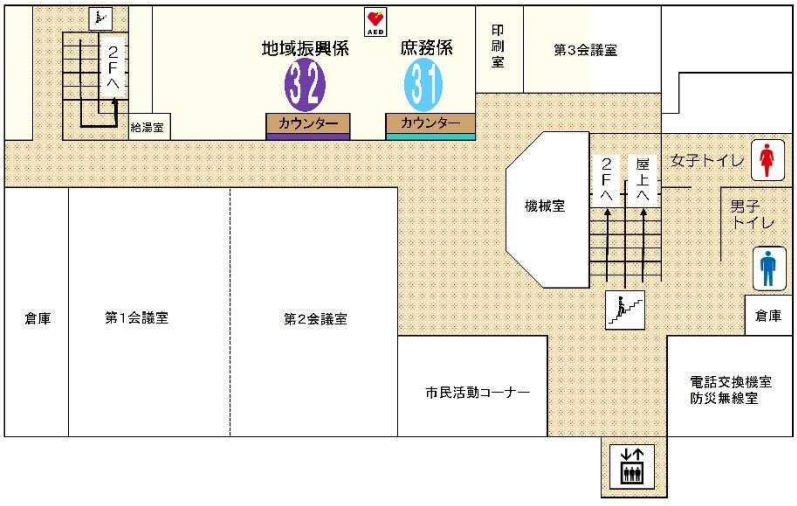

※ 4 階は機械室等のため、図を省略

【参考】 平成 30(2018)年度　支所庁舎等の基礎調査結果(概要)

◎基礎調査の目的

「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づき、今後、支所を含めた川崎区全体の機能・体制について効果的・効率的に検討を進める上での基礎資料とするために、現在の支所庁舎の老朽化状況や庁舎整備費用等を調査しました。

1　劣化診断調査結果

既存建物の非構造部材に対する劣化診断調査の結果、各建物の健全度は以下のように評価されました。

(1) 大師支所

ア　現地調査実施日

平成 30(2018)年 6 月 20 日

イ　総　評

健全度[＊9]は、100 点満点中 21.2 点となっています。

全体的に劣化が進行しており、大規模修繕の実施年を設定する「健全度評価の平均値」も低い状況です。また築 44 年を経過しており、長寿命化の可否判断には、ライフサイクルコストの導出により、大規模修繕の早期建替えとのコスト比較を行い、効率的な方法を検討する必要があります。旧耐震基準による建物ですが、コンクリート強度は文科省の長寿命化に必要な強度を満たしています。

[＊9] 健全度
「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(文科省)」による建物全体の健全度判定手法により算出しています。健全度は、文科省の学校施設長寿命化計画を策定するにあたり、大規模修繕の優先順位を検討する際の指標となります。各学校の優先度を相対的に評価する指標となります。本計画においても、各施設の建替えや大規模修繕を行う際の優先順位として扱います。

ウ　長寿命化に対する課題

施設の維持を図るために、早急な大規模修繕又は改築を必要しています。建物全体にコンクリート躯体の劣化(クラック)が進行しています。

屋上や外壁、補修の目安となる 0.3 ㎜～0.5 ㎜のクラックも広範囲に分布しています。特に 3 階にあたる屋上階段室の劣化は深刻な状況で、雨漏りなどが日常的に起こっている状況です。

これに伴い、屋上や外壁の防水層や仕上げ材にも劣化が進行しつつあります。防水層や仕上げは 2 年以内を目安とした部位修繕を行う必要があります。

内装は、部分的な改修のため、健全度評価が上がっていますが、躯体、外部建具、トイレなど改修をしていない部分は経年変化による劣化が進行しています。特に躯体については、外部と同様に劣化が相当進んでいる状況であり、2 年以内を目安とした部位修繕を行う必要があります。

	健全度評価の平均値	評価ランク	大規模修繕までの年数		評価点		配分		評価小計
1. 屋根・屋上	2.81	D+	9～10	→	10.00	×	5.1	=	51
2. 外壁	2.91	D+	9～10	→	10.00	×	17.2	=	172
3. 内部仕上げ	3.36	C	13～14	→	40.00	×	22.4	=	896
4. 電気設備	2.92	D+	9～10	→	10.00	×	8.0	=	80
5. 機械設備	2.88	D+	9～10	→	10.00	×	7.3	=	73

評価合計	1272
÷	60
健全度※	21.2 /100

解説

＜大規模修繕までの年数＞
劣化診断調査により各部位ごとの健全度評価平均値(5 点満点)を算出し、最高評価の 5 点に対しては、大規模修繕までの年数を 23 年～25 年(建物耐用年数 50 年の中間点)、最低の 2 点未満については 2～4 年とし、その間を均等割りして、健全度評価平均値ごとの大規模修繕までの年数を算出しています。なお、大規模修繕と建替えの実施年が近い場合には、コスト面で大規模修繕を行わない方が有利な場合があります。

エ 部位修繕の内容

2 年以内:なし

5 年以内:屋上防水、内装クラック、外部建具、空調等

【参考】 コンクリート強度試験結果 (圧縮強度平均値を示す 13.0N/㎟以下は長寿命化不適)
1階＝17.8N/㎟ 2 階＝17.1N/㎟ 3 階＝22.7N/㎟

(2) 田島支所

ア 現地調査実施日

平成 30(2018)年 6 月 26 日

イ 総 評

健全度は、100 点満点中 29.8 点となっています。

大師支所と同様に、全体的に劣化が進行しており、大規模修繕の実施年を設定する「健全度評価の平均値」も低い状況です。また築 44 年を経過しており、長寿命化の可否判断には、ライフサイクルコストの導出により、大規模修繕の早期建替えとのコスト比較を行い効率的な方法を検討する必要があります。旧耐震建物ですが、コンクリート強度は文科省の長寿命化に必要な強度を満たしています。

ウ 長寿命化に対する課題

全体的に経年変化が進んでいる状況ですが、緊急に対応が必要な重度劣化は見受けられませんでした。

ただし、屋上機械室の劣化は深刻な状況で、クラックも集中的に発生しており、雨漏りが起こっている状況で、早急に修繕を行う必要があります。その他の屋上では、補修の目安となる 0.5 ㎜程度のクラックが散見されます。

外壁の仕上げ材には、重度劣化があり 5 年以内を目安として早急に部位修繕を行う必要があります。

内装は、仕上げ材は健全度評価が上がっていますが、躯体については、劣化が進んでいる状況で

あり、5 年以内を目安とした部位修繕を行う必要があります。

	健全度評価の平均値 評価ランク		大規模修繕までの年数		評価点		配分		評価小計
1. 屋根・屋上	2.92	D+	9～10	→	10.00	×	5.1	＝	51
2. 外壁	3.01	C-	11～12	→	40.00	×	17.2	＝	688
3. 内部仕上げ	3.36	C	13～14	→	40.00	×	22.4	＝	896
4. 電気設備	2.98	D+	9～10	→	10.00	×	8.0	＝	80
5. 機械設備	2.98	D+	9～10	→	10.00	×	7.3	＝	73

評価合計	1788
÷	60
健全度※	29.8 /100

エ 部位修繕の内容

2 年以内:なし

5 年以内:屋上階段室塗装、外壁タイル、外部建具、空調等

【参考】 コンクリート強度試験結果 (圧縮強度平均値を示す 13.0N/㎟ 以下は長寿命化不適)
1階＝19.5N/㎟ 2 階＝18.7N/㎟ 3 階＝17.3N/㎟

(3) 大師分室

ア 現地調査実施日

平成 30(2018)年 6 月 20 日

イ 総 評

健全度は、100 点満点中 21.2 点となっています。

全体的に劣化が進行しており、健全度は低い状態です。また築 53 年を経過しており、大規模修繕から築 60 年目の耐用年数限度までが非常に近接しているため、大規模修繕の縮減効果が十分に得られない状況です。旧耐震建物ですが、平成 7 年の耐震診断により耐震性ありとの評価となっています。(一次診断(図面診断)による評価のため、コンクリート強度については、調査を行っていません。)

ウ 長寿命化に対する課題

施設の維持を図るために、緊急に重度劣化部分の部位修繕を行うとともに、早急に劣化に対する対応を行う必要があります。重度劣化が多いため、緊急及び早急の部位修繕が高額になることが予想できます。

屋上や外壁については、全体にコンクリート躯体の劣化(クラック)が進行しています。補修の目安となる 0.3 ㎜～0.5 ㎜のクラックが広範囲に分布しています。屋上にある階段室、煙突、フェンスなども重度の劣化が多数あります。

特に屋上防水は防水機能が極端に低下しており、重度の劣化が原因となり、雨漏りなどが日常的に起こっている状況です。また、内装も、外部と同様に劣化が相当進んでいる状況であり、雨漏りを伴うクラックが複数あるなど、利用に支障がでている状況です。緊急に部位修繕を行う必要があります。

設備面では、1階ホールなど大規模な部屋のエアコンの故障や、エアコンの無い執務室が多くあり、早急な修理や設置が必要となっています。

	健全度評価の平均値 評価ランク		大規模修繕までの年数		評価点		配分		評価小計
1. 屋根・屋上	2.82	D+	9～10	→	10.00	×	5.1	=	51
2. 外壁	3.00	D+	9～10	→	10.00	×	17.2	=	172
3. 内部仕上げ	3.28	C-	11～12	→	40.00	×	22.4	=	896
4. 電気設備	2.76	D+	9～10	→	10.00	×	8.0	=	80
5. 機械設備	2.81	D+	9～10	→	10.00	×	7.3	=	73

評価合計	1272
÷	60
健全度※	21.2 /100

エ 部位修繕の内容

2 年以内:屋上金物・ドレイン、外壁浮き、内装塗装等

5 年以内:屋上モルタル笠木・手摺、玄関ドア、空調等

【参考】 コンクリート強度試験結果
未調査

2 庁舎整備パターンごとの累計費用の比較

劣化診断調査を踏まえて、大師・田島支所庁舎を、早期に建て替えた場合と、長寿命化し築 60 年まで活用の後、建て替えた場合の仮修繕計画、建替え工程を立て、整備規模に応じた建物整備費用を試算しました。(「平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省)に基づき試算)

＜庁舎整備パターン＞

		A-① 現在の支所と**同規模**で早期建替え	A-② 現在の支所の**半分程度の規模**で早期建替え	A-③ **敷地を最大限活用**した早期建替え	A-④ **大師分室の敷地を最大限活用**した建替え	B **長寿命化後**に現在の支所と同規模で建替え
大師支所	建替え後の延床面積	約 2,600 ㎡	約 1,330 ㎡	約 4,600 ㎡	約 1,980 ㎡	約 2,600 ㎡
	建替え工事年度	2026 年 (築 50 年)	2026 年 (築 50 年)	2026 年 (築 50 年)	2022 年 (築 55 年)	2036 年 (築 60 年)
田島支所	建替え後の延床面積	約 2,650 ㎡	約 1,330 ㎡	約 4,200 ㎡	—	約 2,650 ㎡
	建替え工事年度	2026 年 (築 50 年)	2026 年 (築 50 年)	2026 年 (築 50 年)	—	2036 年 (築 60 年)

※ パターンBについては、現在の支所の規模を維持する前提のため、建替え時も同規模のみを想定し、大師分室については(1)ウに記載した通り長寿命化は現実的でないため想定していません。

（1）大師支所・大師分室

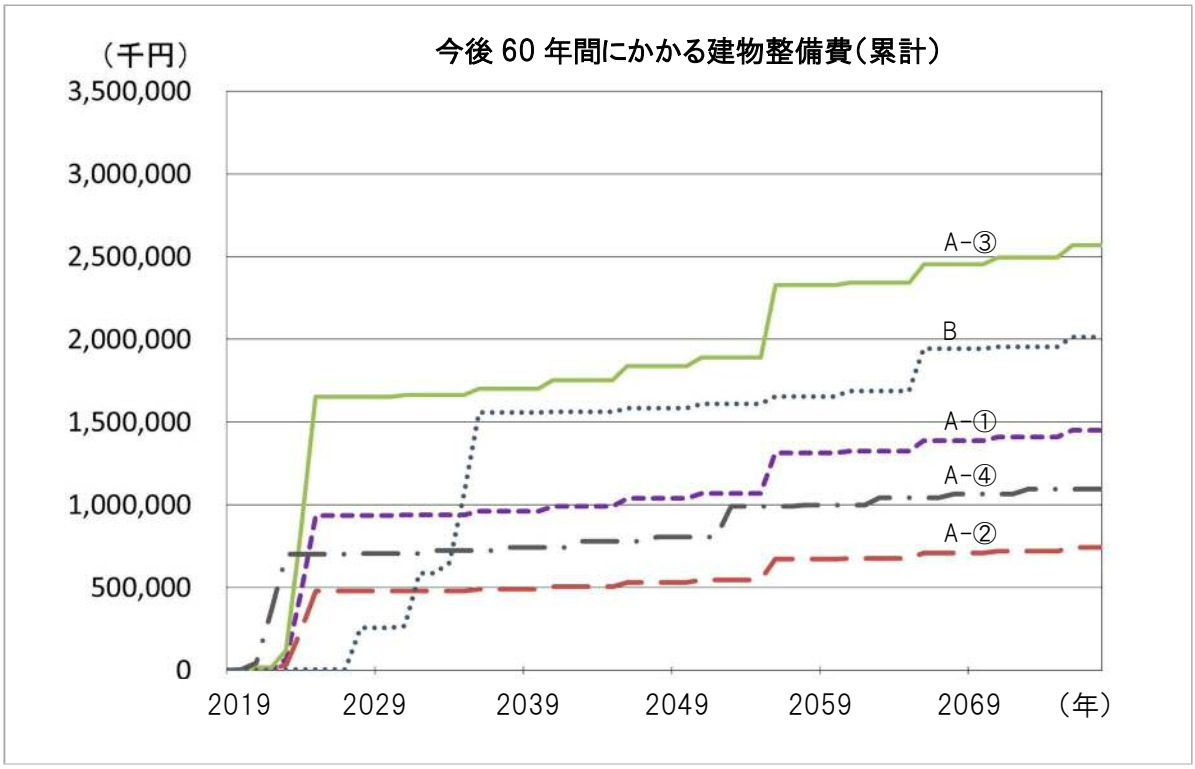

（2）田島支所

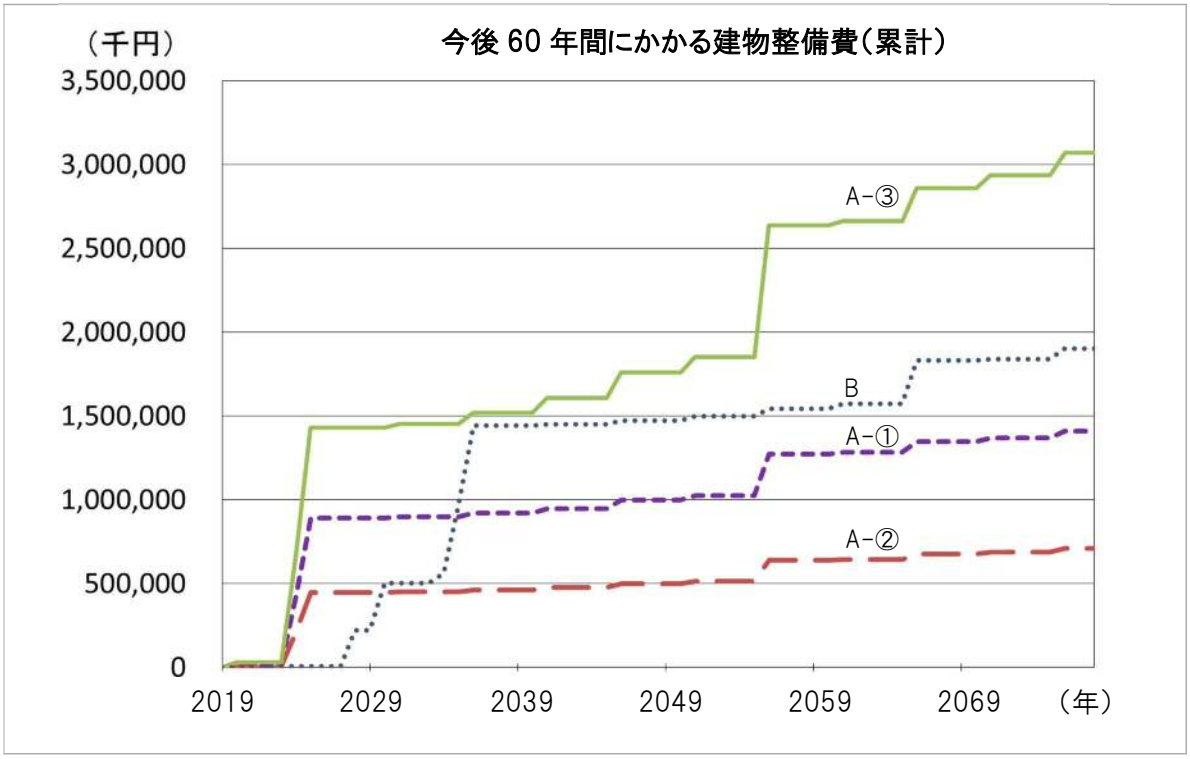

（3）まとめ

大師支所、田島支所とも敷地を最大限活用する場合は、長寿命化をする場合より累計費用が高くなりますが、さらに 1,500～2,000 ㎡の床面積を確保することが可能との結果が出ました。このため、周辺の公共施設との複合化等により、維持管理の効率化が図られるとともに、機能の相互連携やフレキシブルな空間利用といった相乗効果が生まれる可能性があります。また、現在と同規模以下で建替えを行った場合は、長寿命化をする場合より累計費用が低くなるとの結果が出ました。この場合、機能再編にあわせて、必要な規模・諸室の建物を新たに整備することにより、空間の有効活用や維持管理の効率化が期待できます。

川崎区役所及び支所の
機能・体制等に関する基本方針

令和２（2020）年　３月

■お問合せ
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
℡：044-200-2855　Fax：044-200-3800
川崎区役所まちづくり推進部企画課
℡：044-201-3267　Fax：044-201-3209

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市